

# 第 2 期 千 早 赤 阪 村 男 女 共 同 参 画 推 進 計 画

千早赤阪村

平成 2 8 年 3 月



## はじめに



近年、少子高齢化の進展や人口の減少、家族形態や個人の価値観の多様化など、私たちを取り巻く社会情勢は著しく変化し続けています。

このような状況の中、平成 18 年に「千早赤阪村男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画に関する諸施策の推進に努めてまいりましたが、このたび、計画期間満了となることから、「第 2 期千早赤阪村男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

本計画は、平成 28 年 3 月に制定された「千早赤阪村男女共同参画推進条例」に示された基本理念を踏まえ、「男女共同参画社会実現のための意識づくり」、「男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和」「あらゆる分野への男女共同参画の推進」「互いの人権尊重」「DV 防止対策と被害者支援」の 5 つを基本目標といたしました。中でも、重大な人権侵害である DV の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえで重要な課題であるとの認識から、「千早赤阪村 DV 対策基本計画」として、また、平成 27 年 8 月に成立した女性活躍推進法に基づく女性の活躍支援を進めていくため、「千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」としても位置づけ、施策の推進を図ってまいります。

今後は、村民、事業者、教育関係者との協働により、あらゆる分野で性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力が発揮できる村づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に貴重なご提言をいただきました「千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会」そして「千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会」の委員の皆さまをはじめ、住民意識調査にご協力をいただきました村民の皆さまに、心から厚くお礼申し上げます。

平成 28（2016）年 3 月

千早赤阪村長 松本 昌親



# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨と背景

1 策定の趣旨	1
2 世界・国・府の背景	2
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	5
5 計画の策定方法	6
6 計画の特徴	6

## 第2章 本村の男女共同参画の状況

1 人口の状況	7
2 世帯の状況	9
3 就業の状況	11
4 アンケート調査結果の状況	14

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	37
2 計画の基本目標	37
3 計画の体系	39

## 第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	41
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和 【千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】	46
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進	51
基本目標Ⅳ 互いの人権尊重	57
基本目標Ⅴ DV防止対策と被害者支援【千早赤阪村DV対策基本計画】	61

## 第5章 計画の推進

1 庁内推進体制の充実	63
2 村民・事業者等との連携の推進	63

## 参考資料編

1	社会の動向	65
2	男女共同参画社会基本法	68
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	71
4	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	73
5	千早赤阪村男女共同参画推進条例	78
6	千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会規則	80
7	千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会委員名簿	82
8	千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会設置要領	83
9	千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会委員名簿	84
10	千早赤阪村男女共同参画社会推進本部設置要綱	85
11	第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画策定経過	86

# 第1章

## 計画策定の趣旨と背景





# 第1章

## 計画策定の趣旨と背景

### 1 策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題として位置づけています。市町村に対しては同法第14条第3項において、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定するよう努めなければならないとし、基本計画の策定を努力義務としています。

そのことを踏まえ、本村では、平成18年3月に男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に取り組むため、「千早赤阪村男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画に関する施策の推進に努めてきました。

これまでの取り組みにより、男女共同参画の推進に向けた村民意識は着実に高まりつつありますが、依然として男女の固定的性別役割分担意識<sup>※</sup>が根強く存在するとともに、DV（ドメスティック・バイオレンス）<sup>※</sup>への一層の対応、多様な人々のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）<sup>※</sup>の実現や防災分野における男女共同参画など、今日的課題への対応も求められています。

このような状況のもと、平成27年度で千早赤阪村男女共同参画推進計画が満了となることから、計画の実績等を基に千早赤阪村の特徴をとらえ、課題に的確に対応し時代に沿った男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」として策定するものです。

---

※固定的性別役割分担意識：男性、女性という性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間で起こる暴力のこと。

※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：やりがいのある仕事と充実した個人生活の両者をうまく調和させ、個人が持っている能力を最大限に発揮できるようにすること。

## 2 世界・国・府の背景

### (1) 世界の動き

#### ① 男女平等の実現に向けた国際的な機運の高まり

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51 年から始まる「国連婦人の 10 年」に続くさまざまな取り組みが行われてきました。昭和 54 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60 年に批准しました。

平成 7 年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12 年の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27 年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取り組み状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

### (2) 国の動き

#### ① 国内行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取り組みを受け、国は昭和 52 年に最初の「国内行動計画」、10 年後の昭和 62 年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、平成 8 年に「男女共同参画 2000 年プラン」、平成 17 年に「第 2 次男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。平成 22 年 12 月には、同年 7 月の男女共同参画会議の答申を受けて、「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

そして、平成 27 年 12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだ積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※の実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしています。

---

※積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

## ② 男女共同参画を推進する法整備の動き

昭和 60 年の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が成立、男女共同参画社会づくりは 21 世紀の最重要課題と位置づけられました。

## ③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12 年に、「ストーカー行為<sup>※</sup>等の規制等に関する法律」、平成 13 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、平成 16 年、平成 19 年に改正、平成 26 年に一部改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保と自立支援に向けて充実を図っています。

## ④ 仕事と生活の調和を推進する法整備の動き

社会の活力の低下や少子化・人口減少を解決するために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取り組みがあります。これまでの働き方を見直して仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成 19 年に「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

また、平成 27 年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。

---

※ストーカー行為：特定の人に対して、つきまといなどを執拗に行うこと。

### (3) 大阪府の動き

大阪府では、昭和 56 年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、昭和 61 年に「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画—21 世紀をめざす大阪府女性プラン」を、平成 3 年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」を、さらに平成 9 年には、北京行動綱領等を踏まえ、「新女と男のジャンプ・プラン」を策定して施策の推進に取り組んできました。

平成 10 年には、大阪府附属機関条例に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成 14 年 4 月「大阪府男女共同参画審議会」に改称）を設置し、男女共同参画をめぐるさまざまな課題に的確に対応していくために、平成 13 年 7 月、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 22 年度を目標年度とした「おおさか男女共同参画プラン」（平成 18 年改訂）を策定するとともに、平成 14 年 4 月に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

その後、「おおさか男女共同参画プラン」が目標年次を迎えたため、平成 27 年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」を平成 23 年に策定し、大学、企業、経済団体等と連携・協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

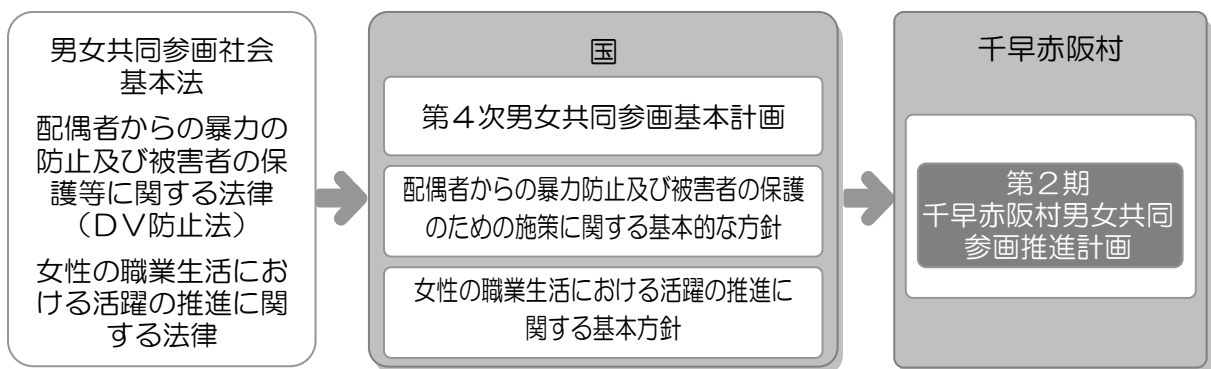
そして、平成 28 年には、「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されます。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する行動計画であるとともに、「千早赤阪村男女共同参画推進条例」第10条に定められた計画です。

また、国の第4次男女共同参画基本計画や大阪府の男女共同参画計画を踏まえるとともに、千早赤阪村第4次総合計画を上位計画とし、他の関連計画とも整合性を図るものとしします。

さらに、本計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「千早赤阪村DV対策基本計画」として、また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める「市町村基本計画」である「千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」としても位置づけます。



### 4 計画の期間

計画期間は、平成28年度から37年度までの10年間とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

平成18年度	19年度	～	26年度	27年度	28年度	29年度	～	36年度	37年度
千早赤阪村 男女共同参画推進計画					第2期 千早赤阪村男女共同参画推進計画				
策定				見直し	策定				

## 5 計画の策定方法

本計画は、『「男女共同参画」に関する住民意識調査』により、本村の男女共同参画の実態把握に努めるとともに、パブリックコメントなどを通じて広く村民等の意見を求め、庁内組織である「千早赤阪村男女共同参画社会推進本部」及び、村民・事業者・教育・福祉関係者などで構成する「千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会」、「千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会」の審議を経て策定しました。

## 6 計画の特徴

### (1) 千早赤阪村男女共同参画推進条例に基づいた計画

本村では、男女共同参画社会の推進に関する基本理念を定め、村、村民、事業者及び教育関係者の責務を明らかとするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に実施し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とした「千早赤阪村男女共同参画推進条例」を平成 28 年 3月に制定しました。

本条例において、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定することとなっており、本計画は、この規定に沿った計画とします。

### (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づいた計画

本計画の基本目標Ⅴの「DV防止対策と被害者支援」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める「市町村基本計画」である「千早赤阪村DV対策基本計画」として位置づけ、DV防止に向けて一層積極的に取り組みを進めます。

### (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいた計画

本計画の基本目標Ⅱの「男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める「市町村基本計画」である「千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」として位置づけ、女性の職業生活における活躍の推進に向けた施策に取り組みます。

## 第2章

### 本村の男女共同参画の状況





## 第2章

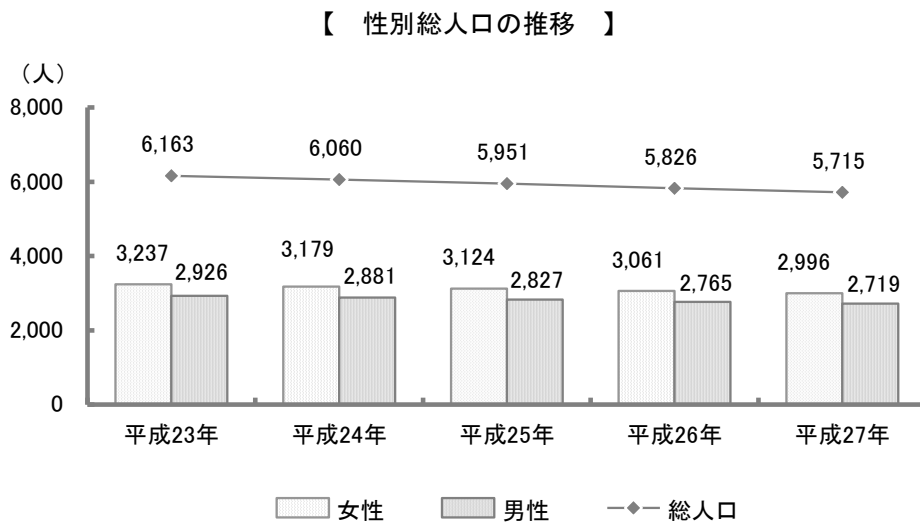
# 本村の男女共同参画の状況

## 1 人口の状況

### (1) 性別総人口の推移

本村の総人口は、平成27年では、5,715人となっており、平成23年に比べ、448人減少しています。

性別で見ると、平成27年では、女性2,996人、男性2,719人と女性が多くなっています。また、平成23年と比べると、女性では241人、男性では207人減少しています。

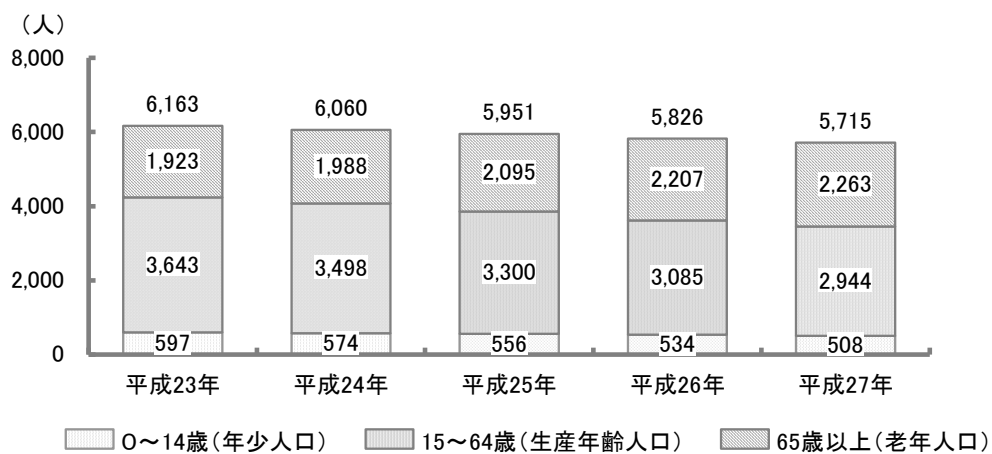


資料：総人口（各年3月末現在）

## (2) 年齢3区分別人口の推移

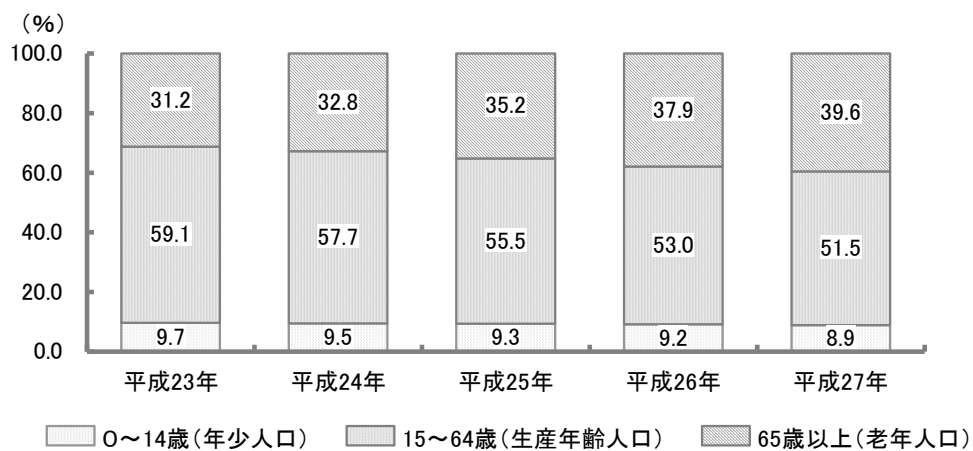
年齢3区分別人口は、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）の人口は年々減少していますが、65歳以上（老年人口）の人口は増加しており、平成23年の31.2%から、平成27年では39.6%と8.4ポイント増加しています。

【 年齢3区分別人口の推移 】



資料：総人口（各年3月末現在）

【 年齢3区分別割合の推移 】



資料：総人口（各年3月末現在）

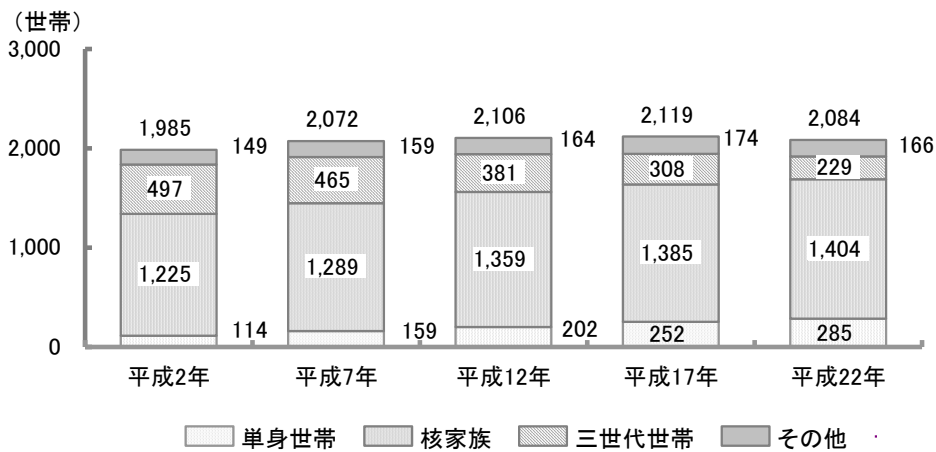
## 2 世帯の状況

### (1) 世帯数と世帯区分の推移

世帯数は、平成17年までは増加していましたが、平成22年では2,084世帯と減少しています。一方で、核家族世帯や単身世帯は年々増加しています。

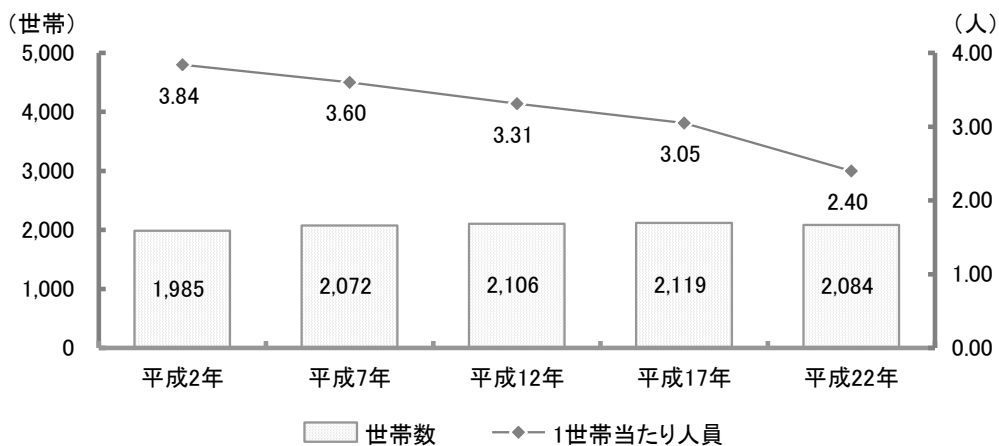
1世帯当たり人員は、年々減少しており、平成2年では3.84人に対し、平成22年では2.40人となっています。

【 世帯数と世帯区分の推移 】



資料：国勢調査（各年10月1日）

【 世帯数と世帯人員の推移 】

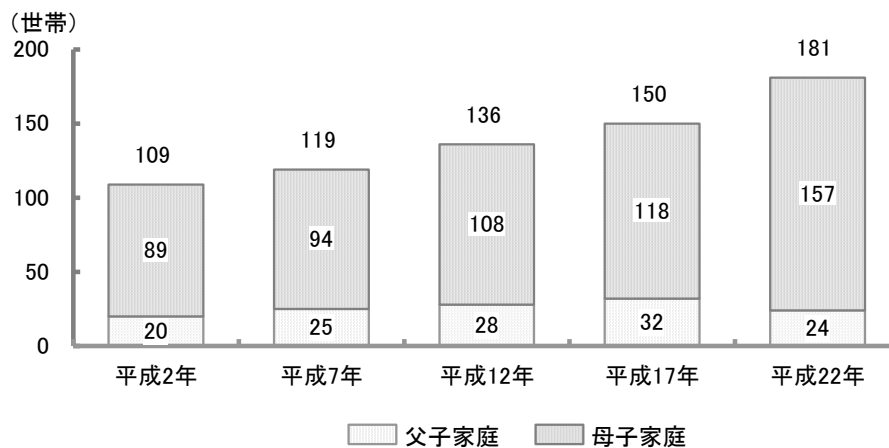


資料：国勢調査（各年10月1日）

## (2) ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭は、年々増加しており、父子家庭に比べ、母子家庭世帯の数が増加しています。

【 ひとり親家庭の推移 】

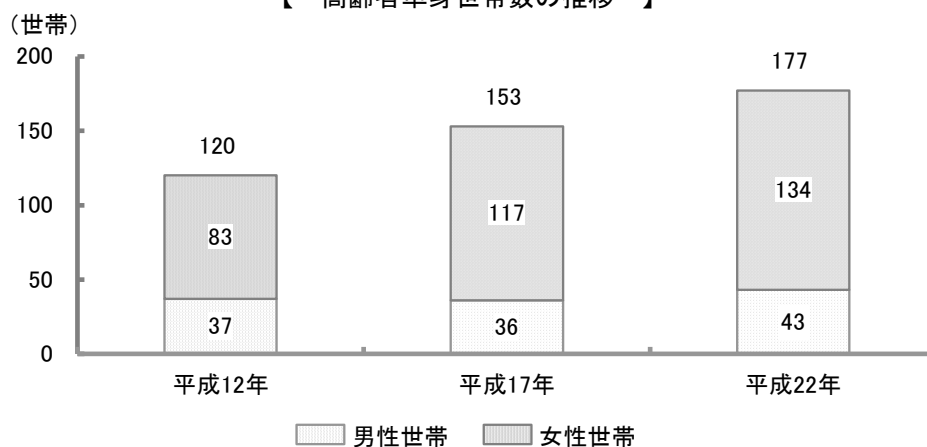


資料：国勢調査（各年10月1日）

## (3) 高齢者単身世帯数の推移

高齢者単身世帯数については、男女ともに年々増加傾向にあります。平成22年には男性に比べ、女性が3.1倍となっており、今後の高齢化にともない、女性の高齢者単身世帯数はますます増加していくと予想されます。

【 高齢者単身世帯数の推移 】

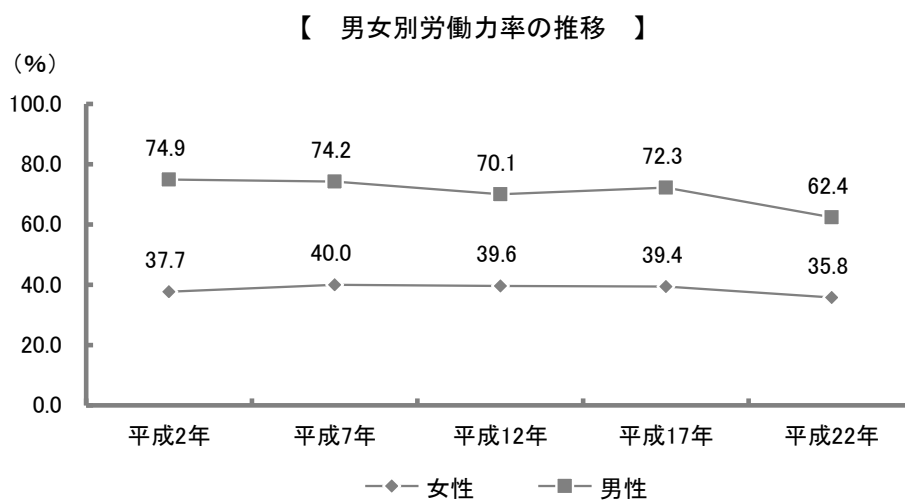


資料：国勢調査（各年10月1日）

### 3 就業の状況

#### (1) 男女別労働力率

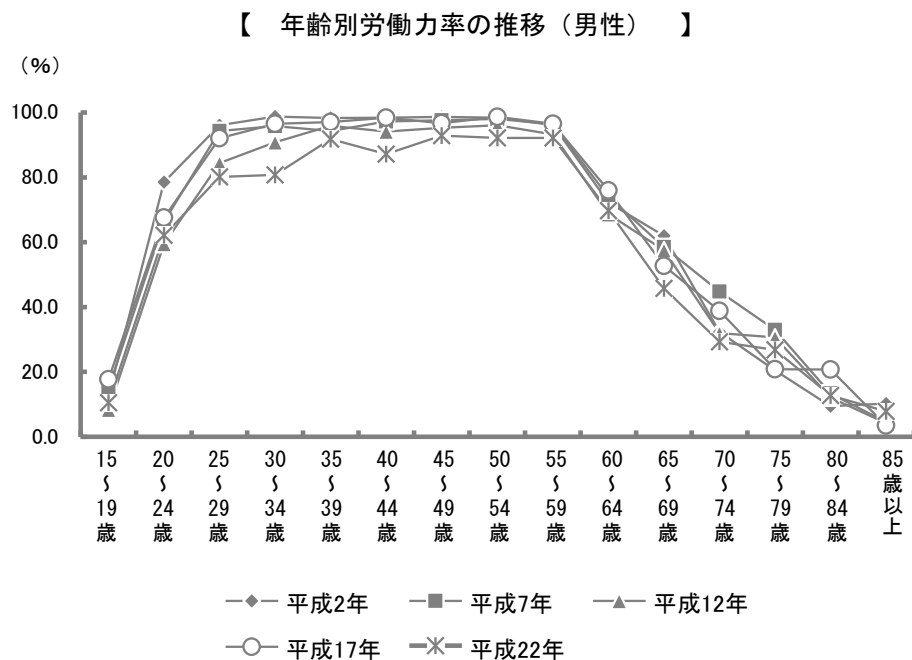
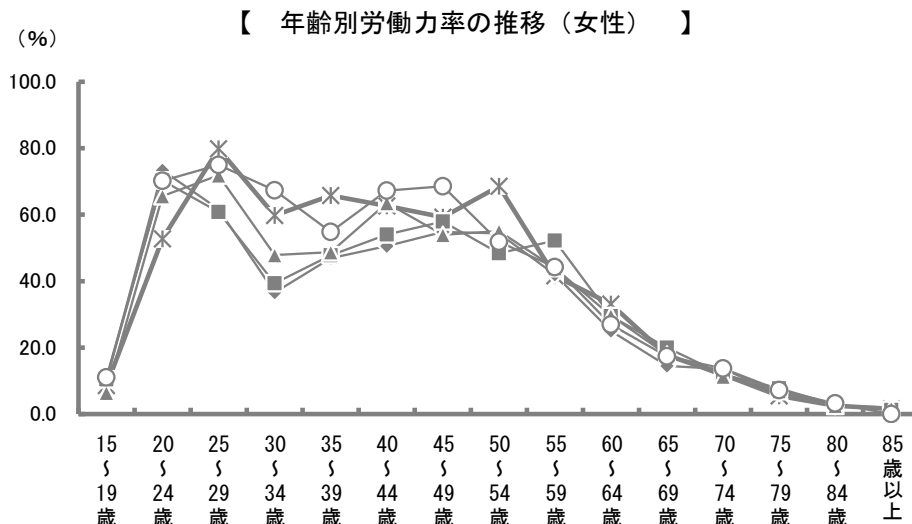
本村の労働力率は、平成 22 年では、女性は 35.8%と、男性は 62.4%となっており、減少傾向にあります。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

## (2) 年齢別労働力率の推移

本村の女性の年齢別労働力率は、30歳代を底とするM字カーブ※を描いています。年々30歳代から40歳代の女性の労働力率が高くなっており、平成22年では60%を越す割合となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

※M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

### (3) 審議会等の女性委員数の状況

平成27年度の村内における審議会等の参画状況をみると、延委員数195人に対し、女性委員数38人で、女性比率は19.5%となっています。

【 村内における審議会等の女性委員数の状況 】

審議会等	22
うち女性のいる審議会等	17
延委員数	195人
うち女性委員数	38人
女性比率	19.5%

### (4) 庁内の女性管理職数の状況

庁内の管理職の女性割合をみると、平成26年度までは、30%程度となっていました。平成27年度からは、係長級を一般職に変更したことにより、23.0%と低くなっています。

【 庁内の女性管理職数の状況 】

年度	管理職数	うち女性数	女性比率
22年度	40人	12人	30.0%
23年度	41人	12人	29.3%
24年度	29人	11人	37.9%
25年度	32人	10人	31.3%
26年度	32人	11人	34.4%
27年度	26人	6人	23.0%

## 4 アンケート調査結果の状況

### (1) アンケート調査の概要

#### ① 調査の目的

平成 18 年に「千早赤阪村男女共同参画推進計画」を策定し、今回 10 年間の計画期間満了に伴い、住民の皆さまの意識や実態を把握し、第 2 期推進計画の基礎資料とするため、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。

#### ② 調査対象

村内在住の 20 歳以上の男女を対象に、20 歳代から 70 歳代以上の男女それぞれ年代別に 100 人を無作為に抽出し、合計 1,200 人（男女各 600 人）の村民を抽出しました。

#### ③ 調査期間

平成 27 年 9 月 4 日から平成 27 年 9 月 18 日

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収状況

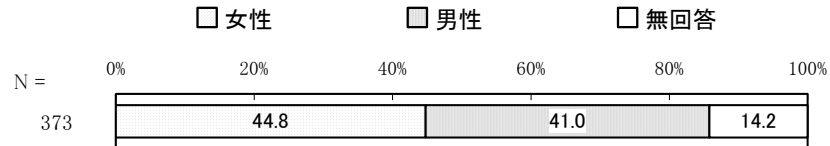
配布数	有効回答数	有効回答率
1,200 通	373 通	31.1%



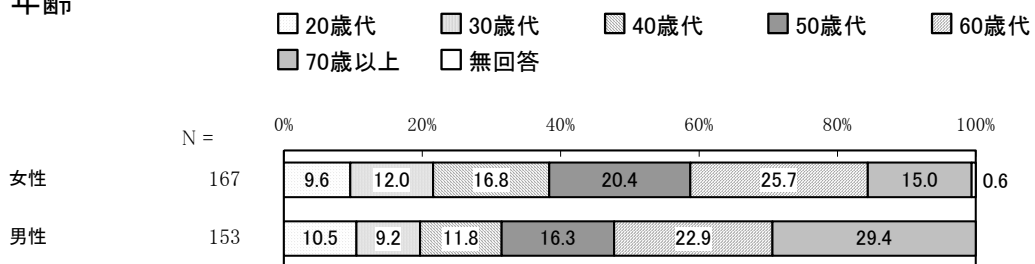
## (2) アンケート調査結果

### ① 回答者の基本属性

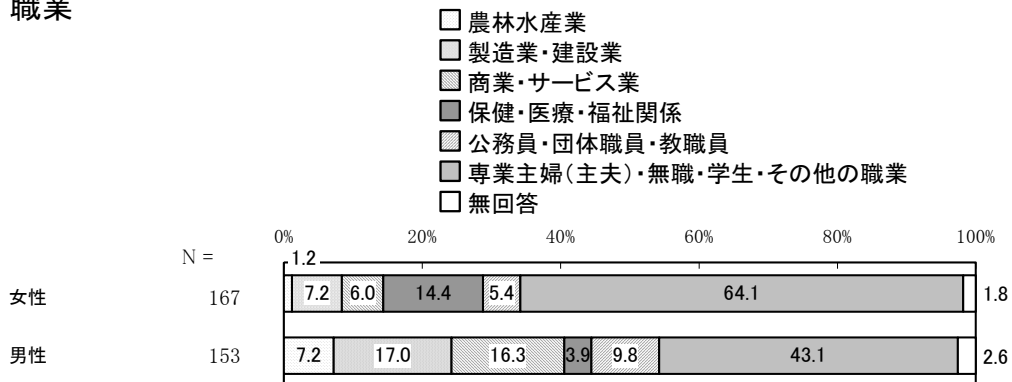
#### ○ 性別



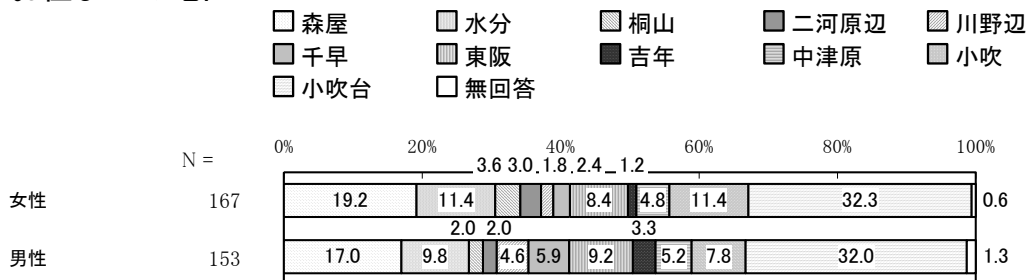
#### ○ 年齢



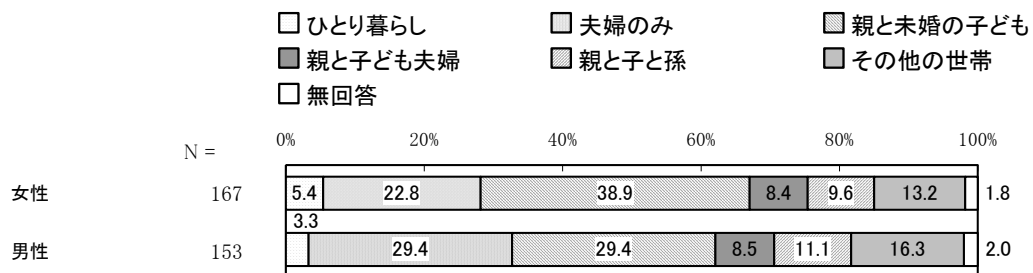
#### ○ 職業



#### ○ お住まいの地区



○ 家族構成

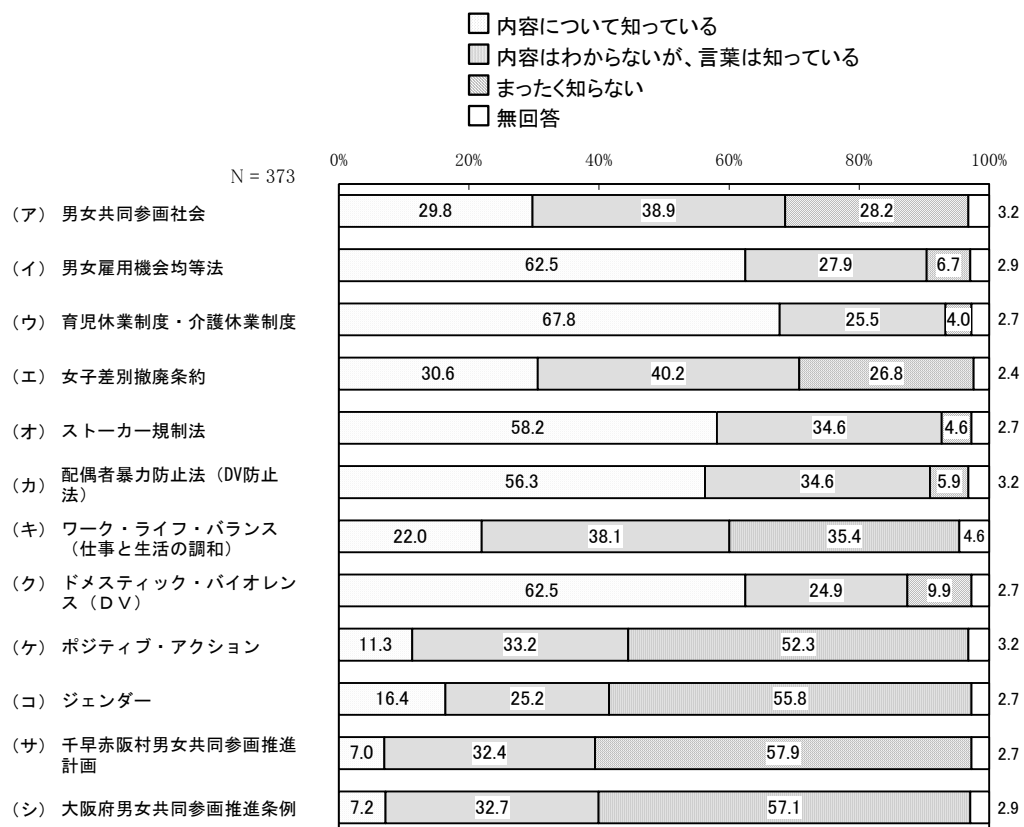


○ 「男女共同参画」に関する言葉や制度の認知状況について

(イ) 男女雇用機会均等法、(ウ) 育児休業制度・介護休業制度、(ク) ドメスティック・バイオレンス (DV) で「内容について知っている」の割合が高くなっています。一方、(ケ) ポジティブ・アクション、(コ) ジェンダー、(サ) 千早赤阪村男女共同参画推進計画、(シ) 大阪府男女共同参画推進条例で「まったく知らない」の割合が高くなっています

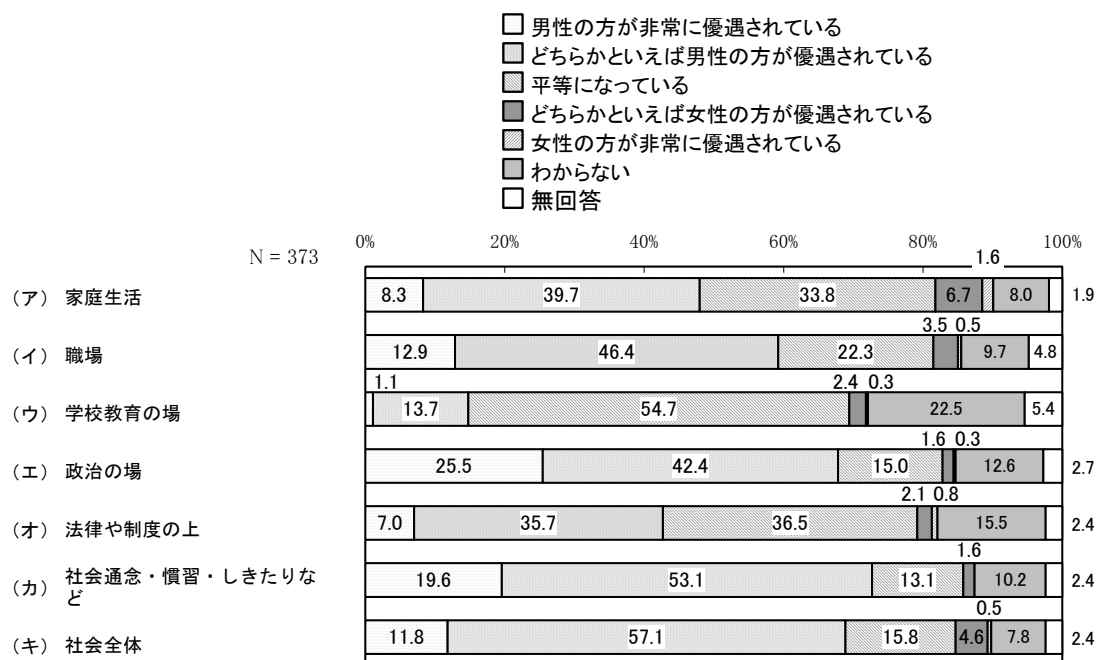
「男女共同参画」に関する言葉や制度の認知状況については、性別や年齢によって差があることがうかがえます。

男女共同参画を推進していくためにも、全ての村民に対し、周知・啓発を行っていくことが必要であると考えます。



○ 各分野における男女平等について

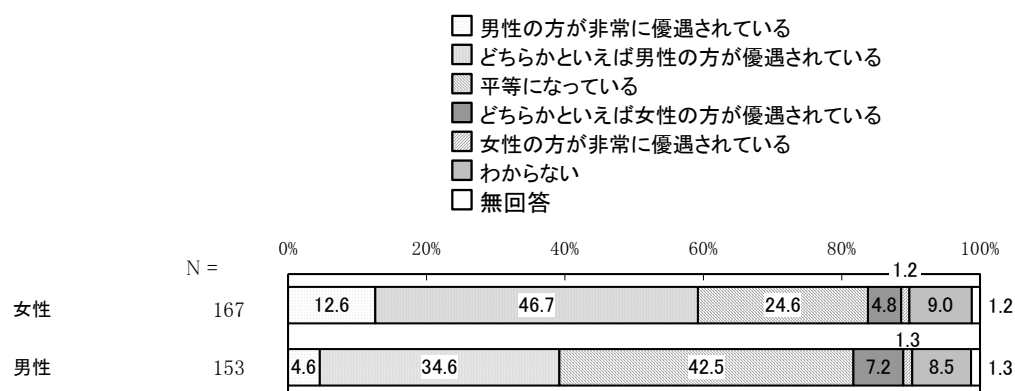
(工) 政治の場、(力) 社会通念・慣習・しきたりなど、(キ) 社会全体で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性が優遇されている”の割合が高く、約7割となっています。一方、(ウ) 学校教育の場では、「平等になっている」の割合が高く、5割を超えています。



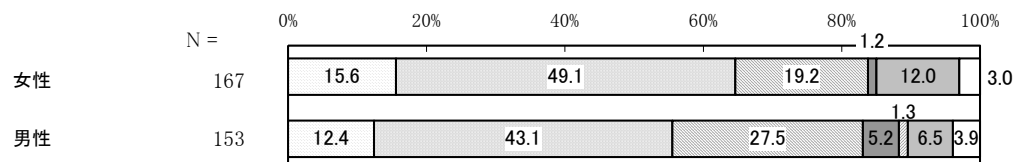
性別でみると、全ての分野において、男性に比べ、女性で“男性が優遇されている”の割合が高くなっており、特に「家庭生活」「政治の場」「法律や制度上」においては、男女の差が多くなっています。

男女平等についての意識は高くなってはいますが、未だ男性の方が優遇されている分野もあることがうかがえます。

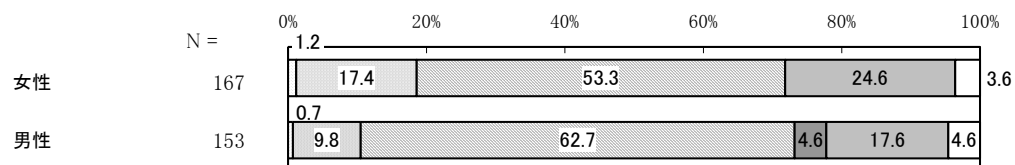
### 【家庭生活】



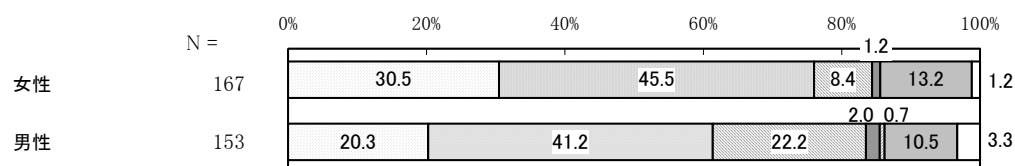
### 【職場】



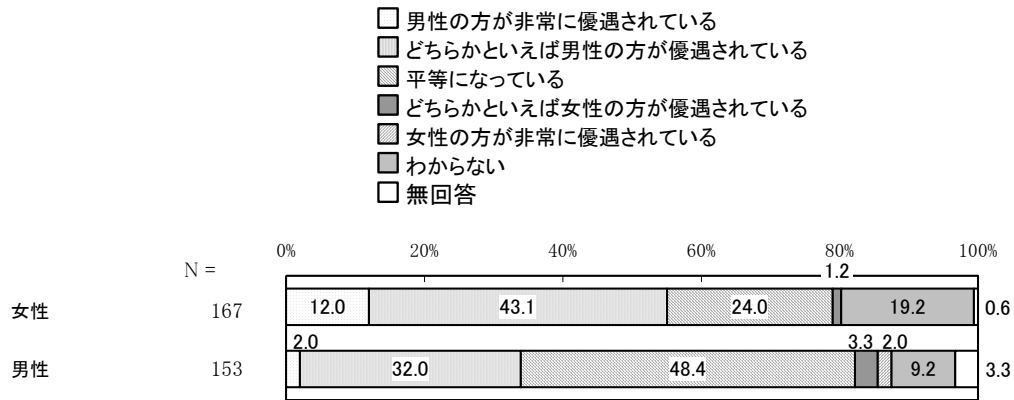
### 【学校教育の場】



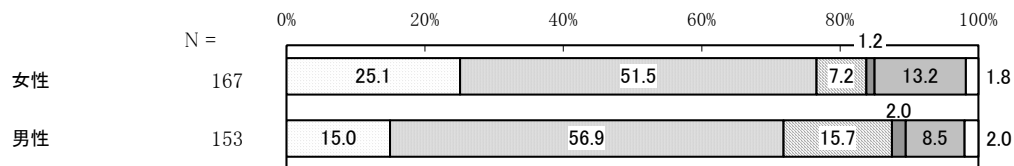
### 【政治の場】



## 【法律や制度の上】



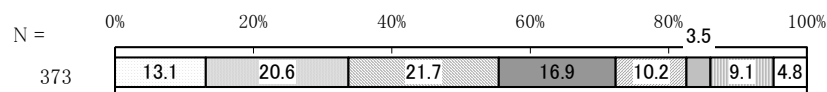
## 【社会通念・慣習・しきたりなど】



### ○ 男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこと

「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図る」の割合が21.7%と最も高く、次いで「女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」の割合が20.6%、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスを充実する」の割合が16.9%となっています。

- 法律や制度の上での見直しを行い、女性差別につながるものを改める  
 女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める  
 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図る  
 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスを充実する  
 行政や企業などの重要な役職に、一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実する  
 その他  
 わからない  
 無回答

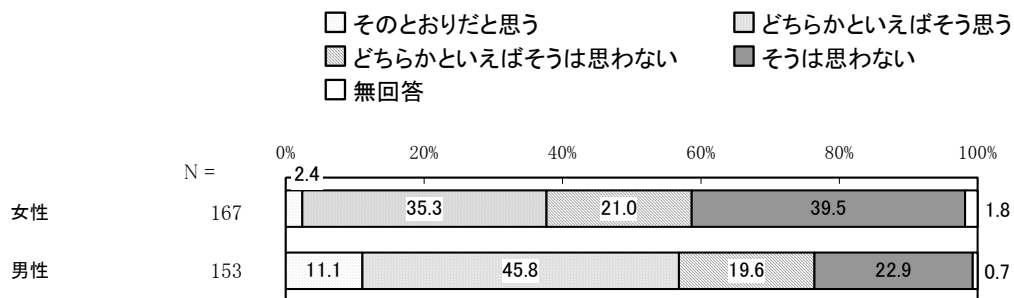


○ あなたの「男（夫）は仕事、女（妻）は家庭」という考え方について

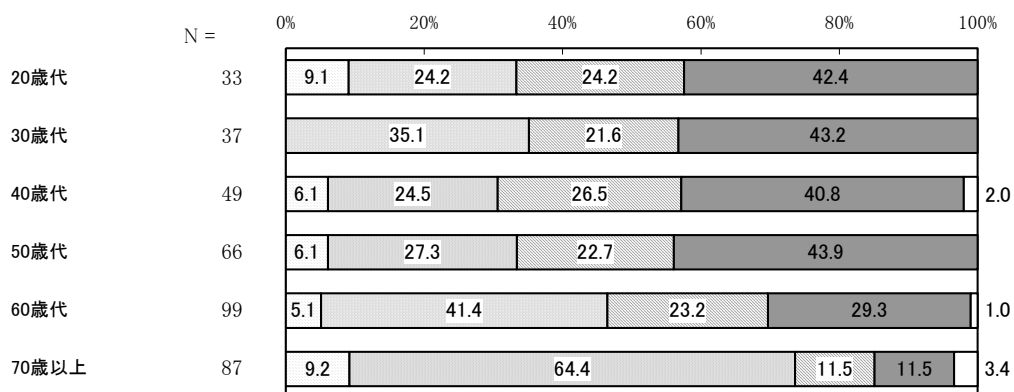
性別でみると、男性に比べ女性で、「どちらかといえばそうは思わない」と「そうは思わない」をあわせた“そうは思わない”の割合が高くなっており、女性に比べ男性で、「そのとおりだと思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そのとおりだと思う”の割合が高くなっています。男女で大きな差があることがうかがえます。

また、年齢別でみると、20歳代から50歳代では、“そのとおりだと思う”の割合が4割以下と低くなっていますが、60歳代、70歳以上では“そのとおりだと思う”の割合が高くなっています。

依然として男女の固定的性別役割分担意識が根強く存在することがうかがえます。



【年齢別】

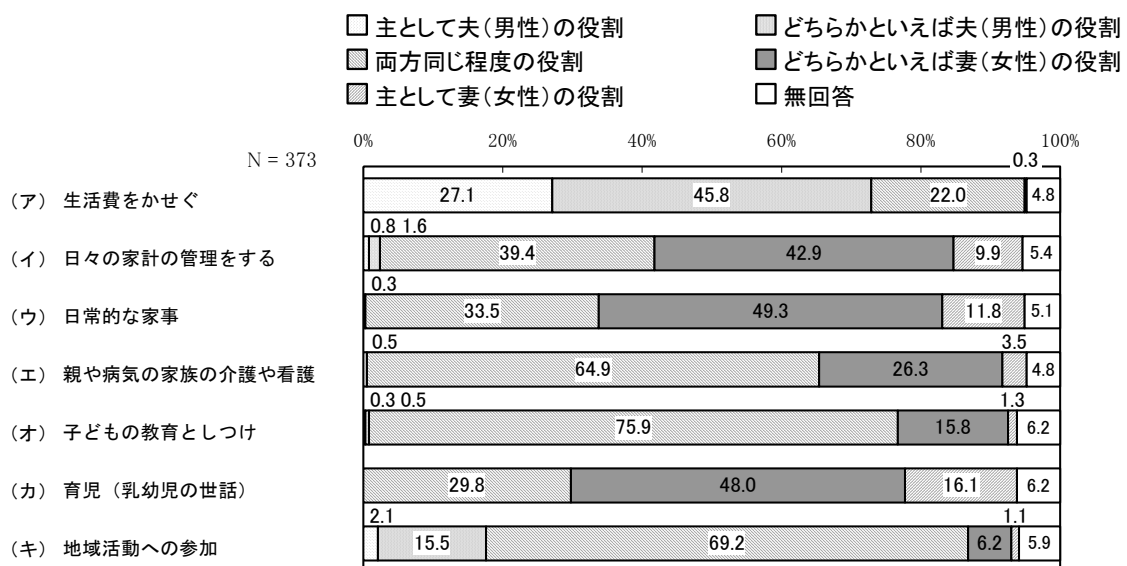


○ 家庭の仕事で、夫婦（または男女のパートナー）の役割について

（ア）生活費をかせぐで「主として夫（男性）の役割」と「どちらかといえば夫（男性）の役割」をあわせた“夫（男性）の役割”の割合が高くなっています。

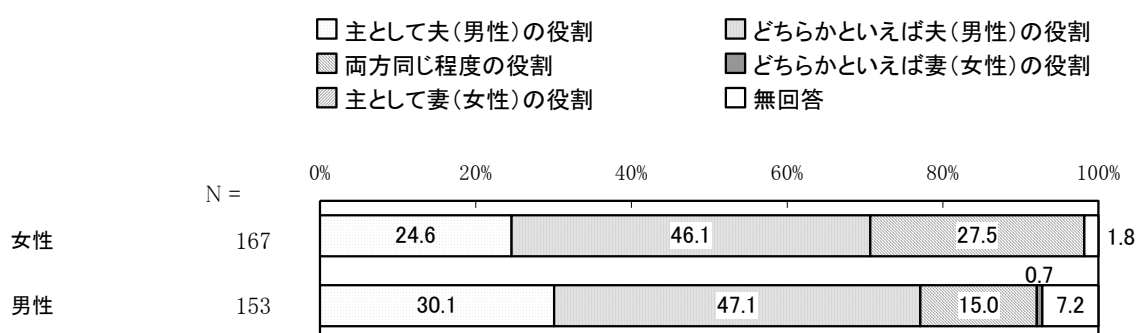
（エ）親や病気の家族の介護や看護、（オ）子どもの教育としつけ、（キ）地域活動への参加で「両方同じ程度の役割」の割合が高くなっています。一方、（イ）日々の家計の管理をする、（ウ）日常的な家事、（カ）育児（乳幼児の世話）で「どちらかといえば妻（女性）の役割」と「主として妻（女性）の役割」をあわせた“妻（女性）の役割”の割合が高くなっています。

家事や育児などの生活に関する役割は“妻（女性）の役割”、生活費をかせぐなどの経済的な役割は“夫（男性）の役割”となっていることがうかがえます。

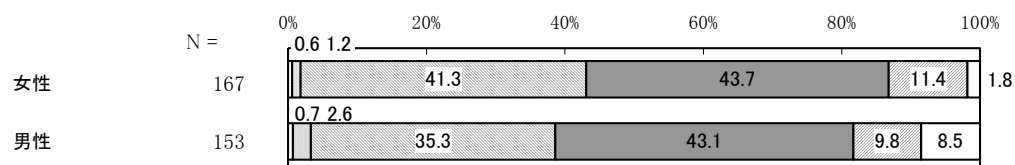


性別で見ると、男女ともに、「日々の家計の管理をする」「日常的な家事」「育児（乳幼児の世話）」「育児（乳幼児の世話）」で“妻（女性）の役割”が高くなっています。一方で、「親や病気の家族の介護や看護」「子どもの教育としつけ」「地域活動への参加」で男女ともに、「両方とも同じ程度の役割」の割合がともに高い傾向となっています。

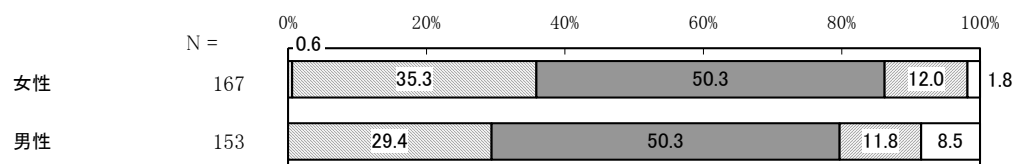
### 【生活費をかせぐ】



### 【日々の家計の管理をする】

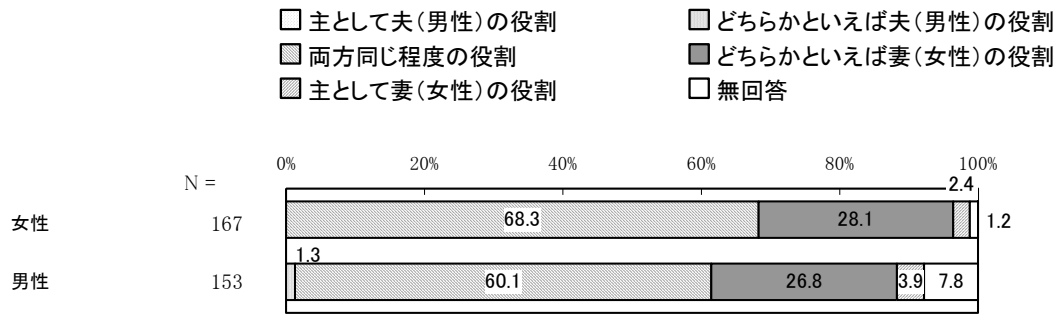


### 【日常的な家事】

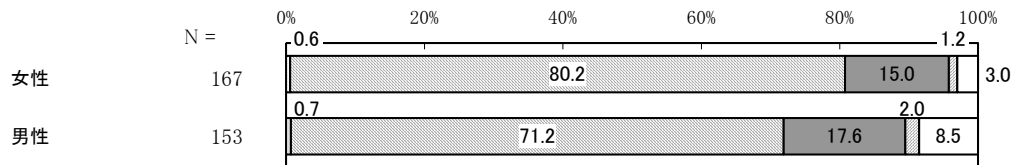




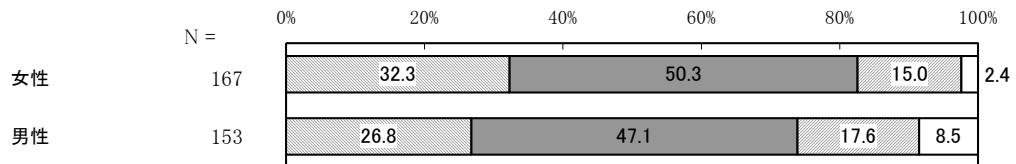
【親や病気の家族の介護や看護】



【子どもの教育としつけ】



【育児（乳幼児の世話）】



【地域活動への参加】

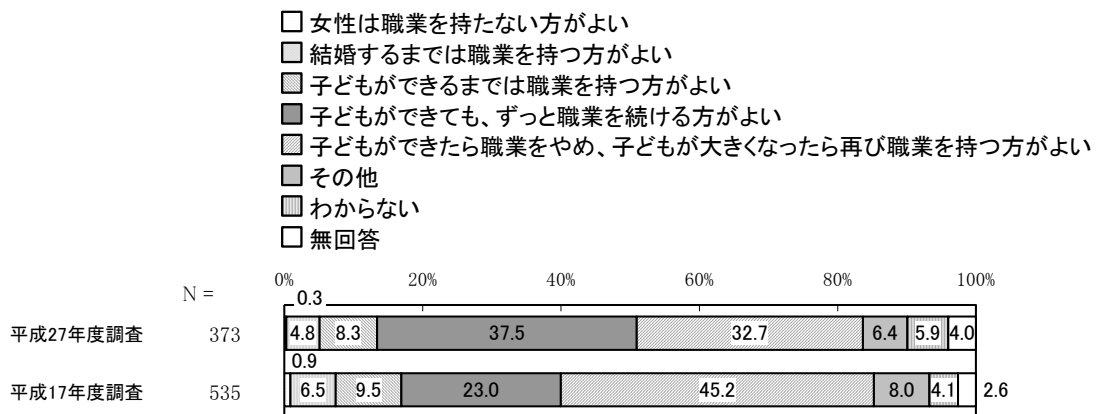


○ 女性が職業を持つことについて

「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が37.5%と最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」の割合が32.7%となっています。

平成17年度調査と比較すると、「子どもができたなら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が減少し、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が増加しています。

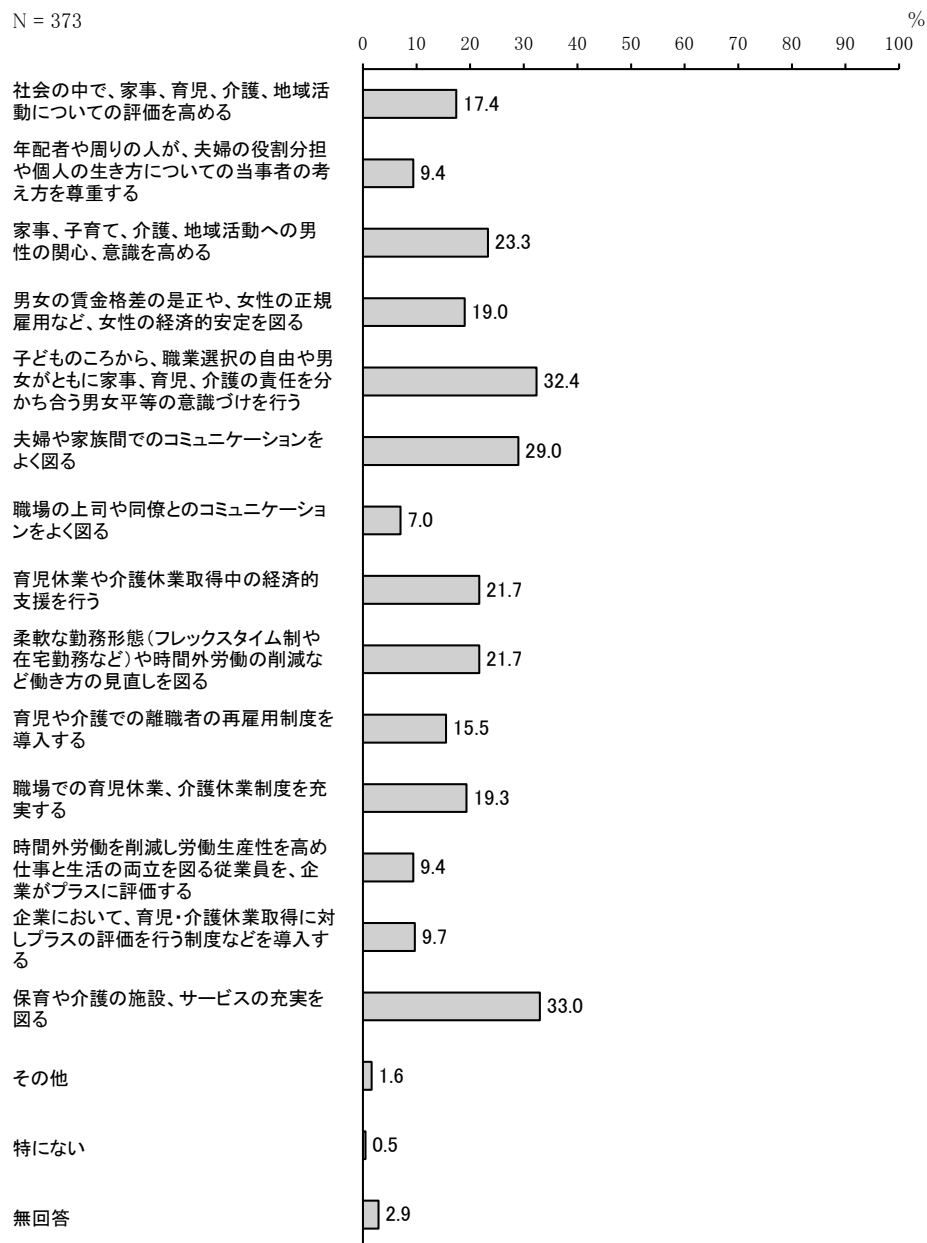
女性の働き方について、大きな変化が見られ、女性が働くことへの意識や認識が変わってきていることがうかがえます。



○ 仕事と生活を両立し、いきいきと暮らせる社会を実現するために必要なこと

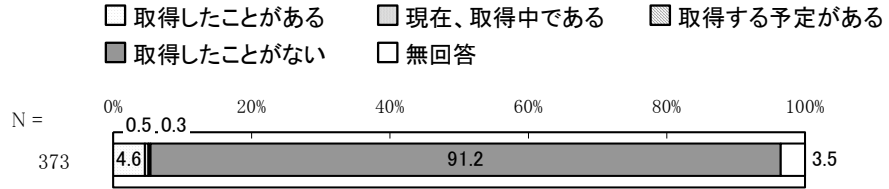
「保育や介護の施設、サービスの充実を図る」の割合が 33.0%と最も高く、次いで「子どものころから、職業選択の自由や男女がともに家事、育児、介護の責任を分かち合う男女平等の意識づけを行う」の割合が 32.4%、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る」の割合が 29.0%となっています。

福祉サービスの充実や、子どもの頃からの男女共同参画に関する教育や意識づけ、夫婦や家族間でのコミュニケーションなど、さまざまな要素が仕事と生活を両立するためには、必要であることがうかがえます。



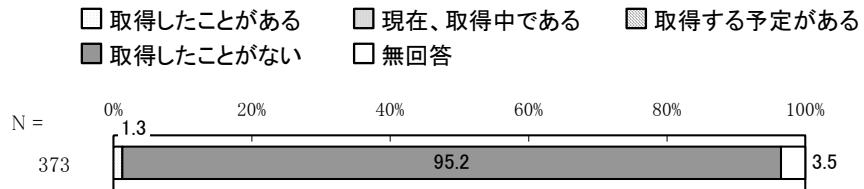
○ 育児休業の取得状況について

「取得したことがない」の割合が91.2%と最も高くなっています。



○ 介護休業の取得状況について

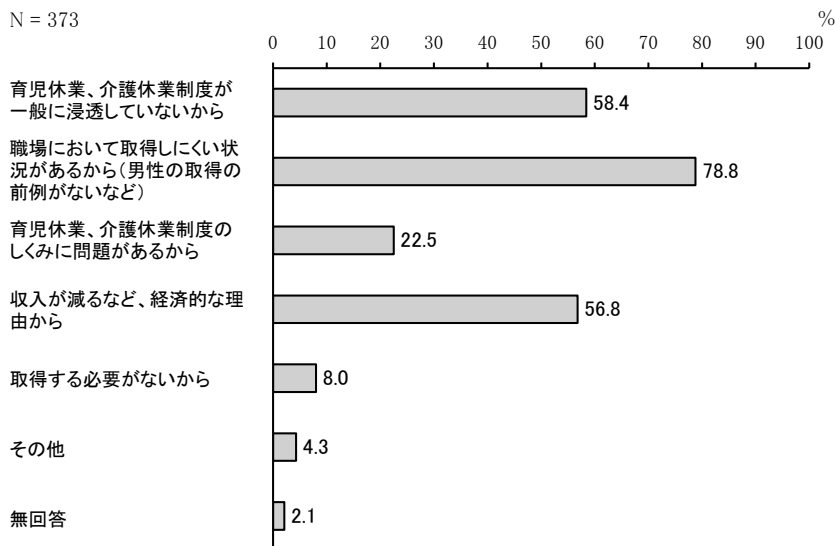
「取得したことがない」の割合が95.2%と最も高くなっています。



○ 一般的に男性の育児休業、介護休業の取得が少ない理由について

「職場において取得しにくい状況があるから（男性の取得の前例がないなど）」の割合が78.8%と最も高く、次いで「育児休業、介護休業制度が一般に浸透していないから」の割合が58.4%、「収入が減るなど、経済的な理由から」の割合が56.8%となっています。

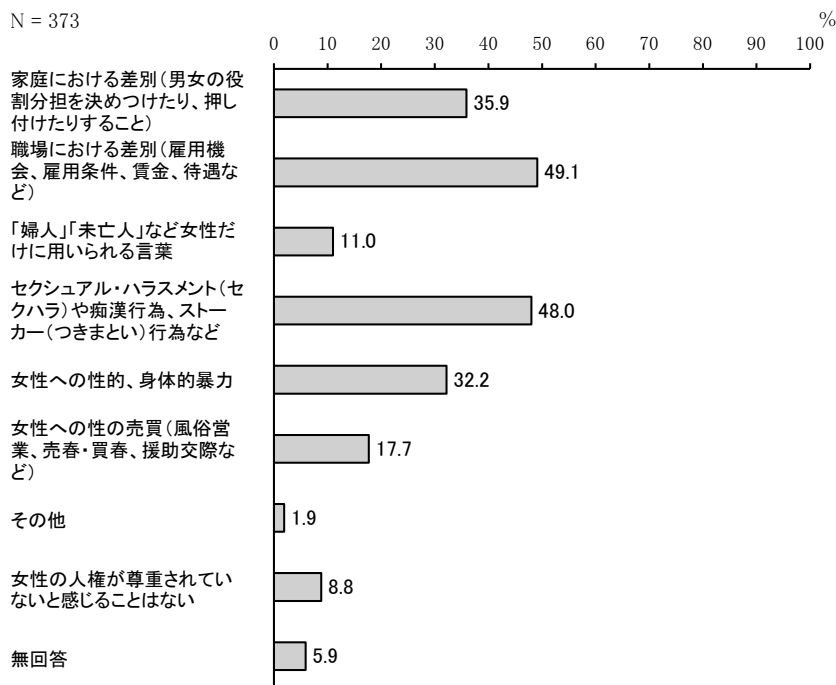
育児休業や介護休業を男性が取得をする場合は、特に企業の理解等が重要であることがうかがえます。



○ 女性の人権が尊重されていないと感じることについて

「職場における差別（雇用機会、雇用条件、賃金、待遇など）」の割合が49.1%と最も高く、次いで「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）や痴漢行為、ストーカー（つきまとい）行為など」の割合が48.0%、「家庭における差別（男女の役割分担を決めつけたり、押し付けたりすること）」の割合が35.9%となっています。

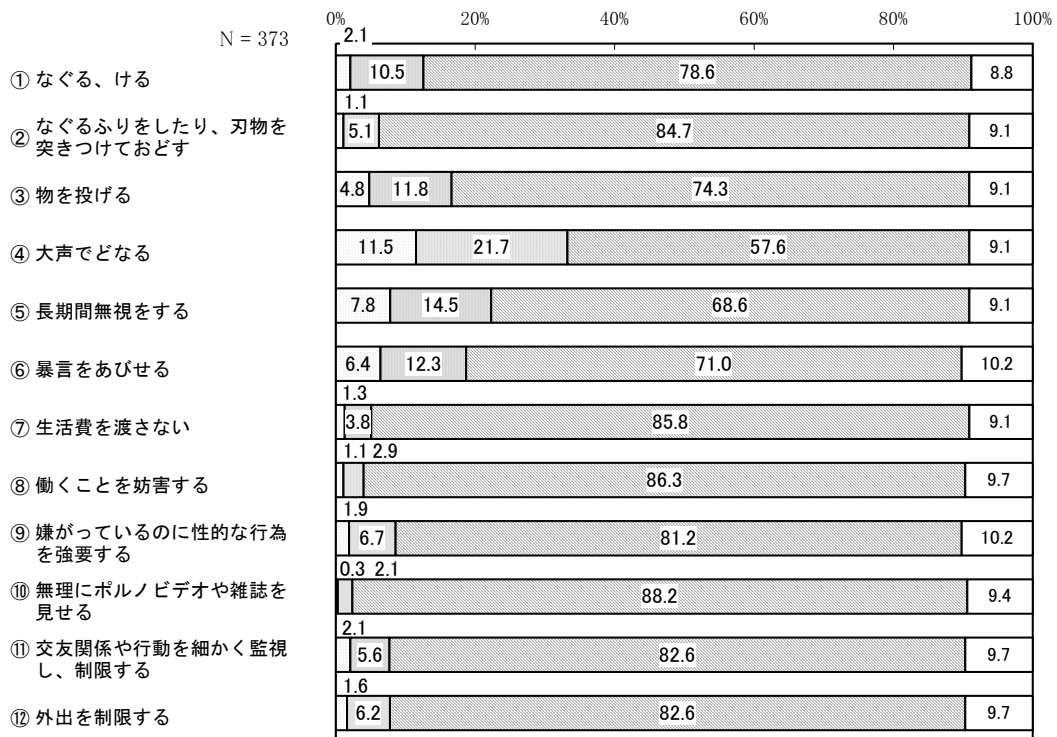
女性の人権については、さまざまな場面において、未だに尊重されていないことがうかがえます。



○ 配偶者（事実婚や元配偶者を含む）・恋人から暴力等を受けたことがあるか

④大声でどなるで「何度もあった（ある）」「1・2度あった（ある）」の割合が高くなっています。次いで、③物を投げる、⑤長期間無視をする、⑥暴言をあびせるで「何度もあった（ある）」「1・2度あった（ある）」の割合が高くなっています。

□ 何度もあった(ある) □ 1・2度あった(ある) □ まったくない □ 無回答

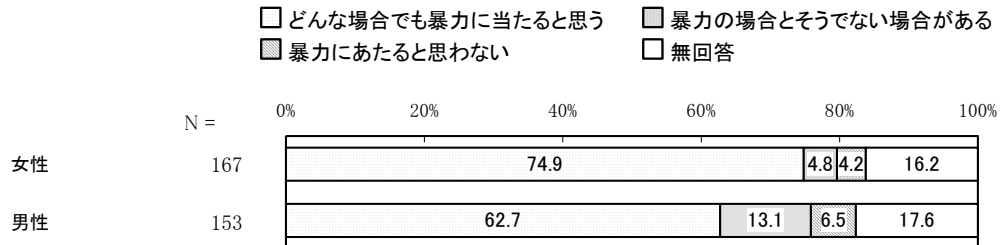


○ 暴力にあたると思うかについて

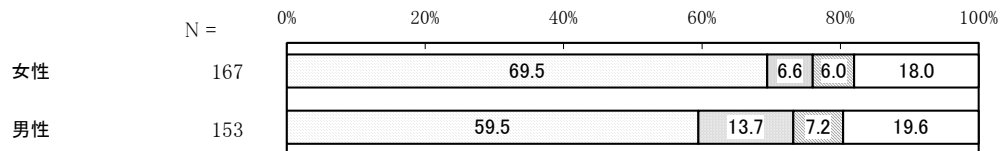
「なぐる、ける」「なぐるふりをしたり、刃物を突きつけておどす」「嫌がっているのに性的な行為を強制する」で「どんな場合でも暴力に当たると思う」の割合が高くなっています。

また、性別で見ると、全ての項目で男性に比べ、女性で「どんな場合でも暴力に当たると思う」の割合が高くなっており、女性と男性で暴力に対する考え方に大きな差があることがうかがえます。

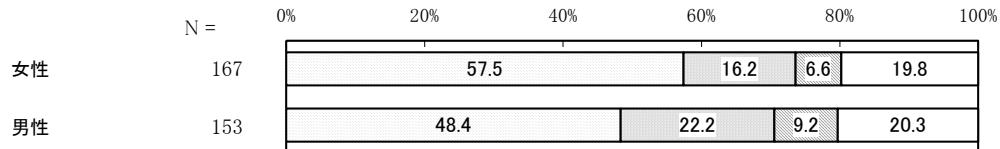
【なぐる、ける】



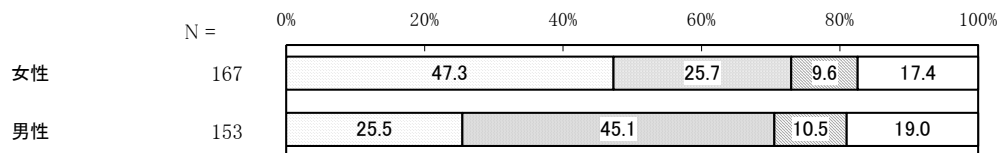
【なぐるふりをしたり、刃物を突きつけておどす】



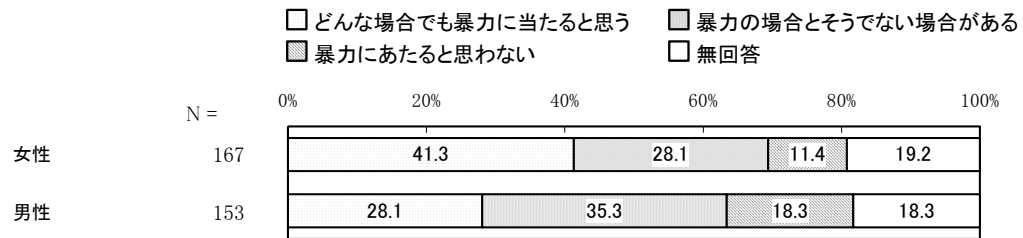
【物を投げる】



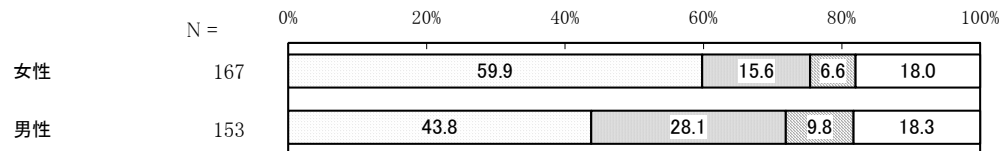
【大声でどなる】



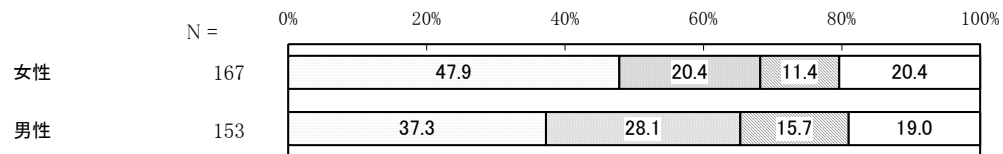
### 【長期間無視をする】



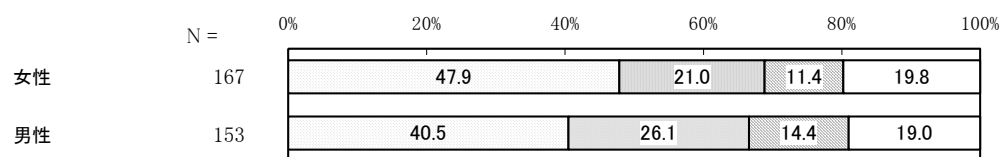
### 【暴言をあげる】



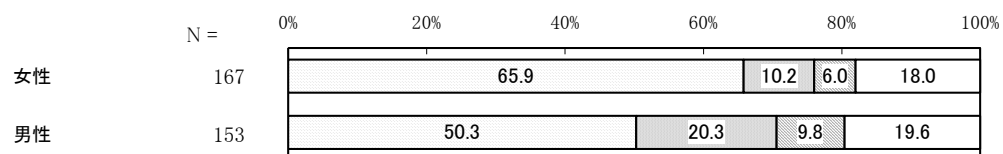
### 【生活費を渡さない】



### 【働くことを妨害する】

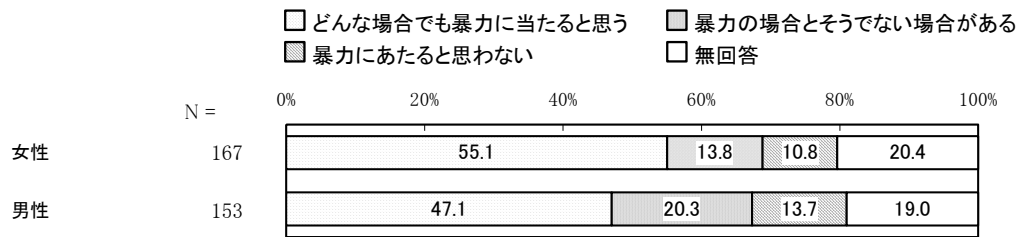


### 【嫌がっているのに性的な行為を強要する】

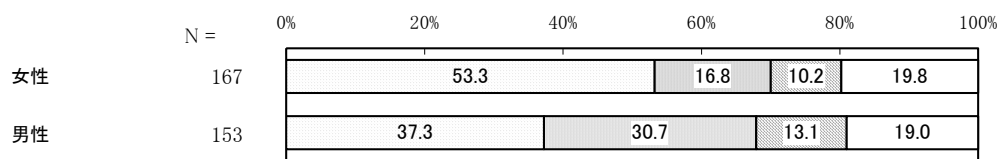




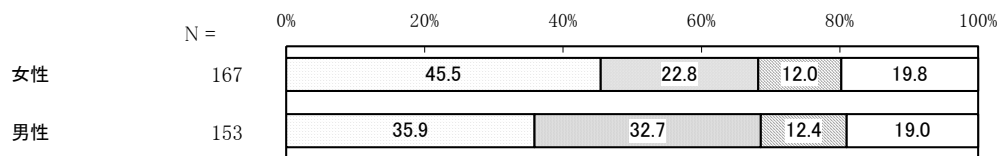
### 【無理にポルノビデオや雑誌を見せる】



### 【交友関係や行動を細かく監視し、制限する】

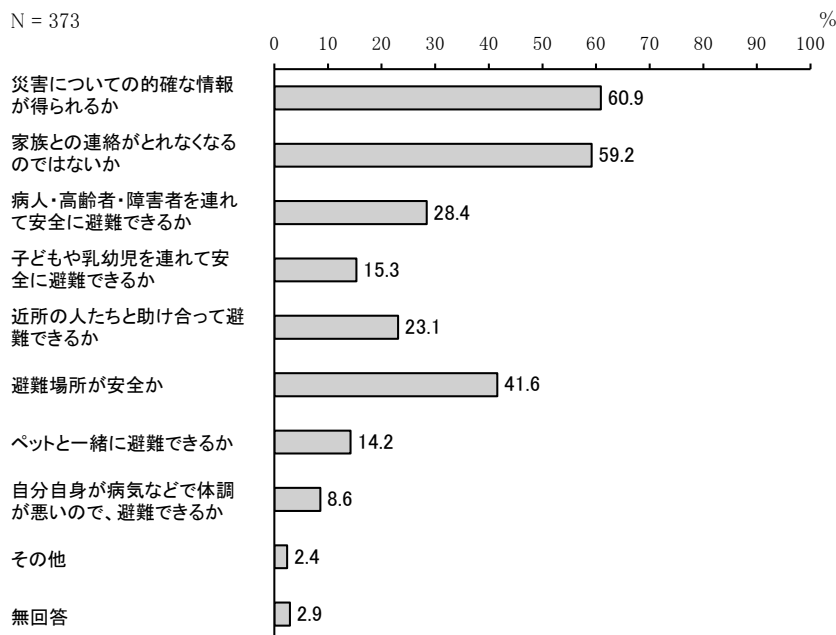


### 【外出を制限する】



## ○ 大災害が発生し避難が必要になった時に心配なこと

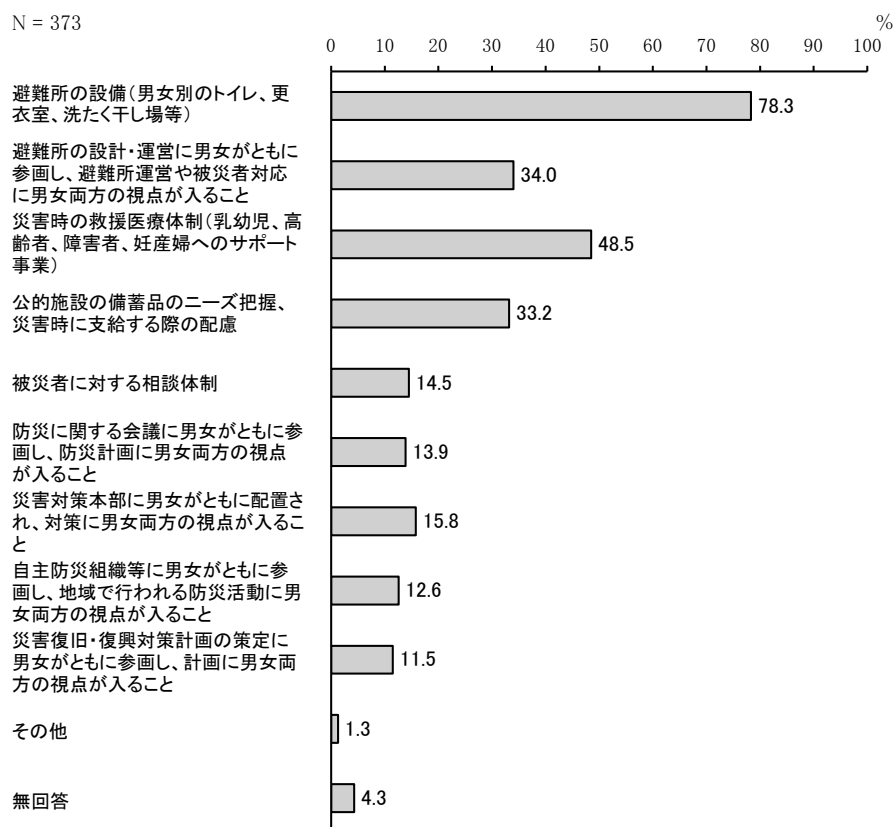
「災害についての的確な情報が得られるか」の割合が60.9%と最も高く、次いで「家族との連絡がとれなくなるのではないか」の割合が59.2%、「避難場所が安全か」の割合が41.6%となっています。



○ 防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要なこと

「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗たく干し場等）」の割合が78.3%と最も高く、次いで「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート事業）」の割合が48.5%、「避難所の設計・運営に男女がともに参画し、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」の割合が34.0%となっています。

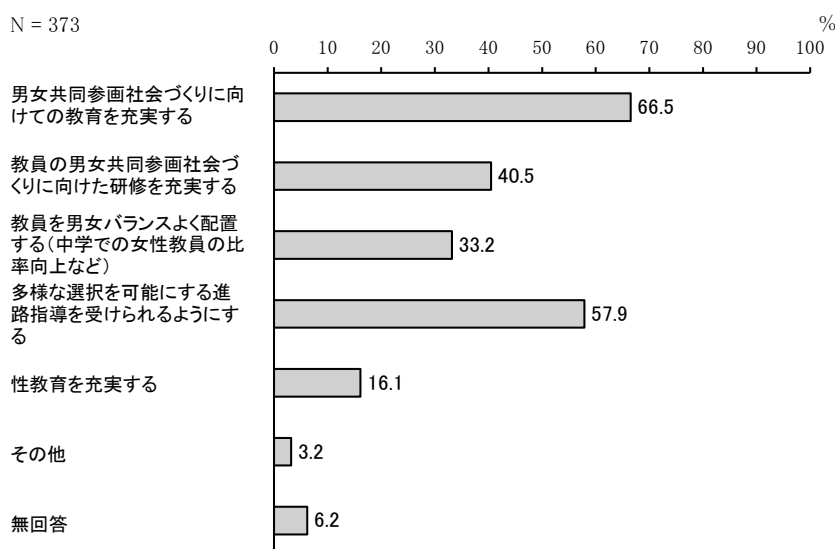
設備に対する配慮や、医療体制の充実の割合が高くなっていますが、特に男女共同の視点にたった防災・災害復興対策を行っていくことが必要であることがうかがえます。



○ 男女共同参画を推進するために学校教育の場で必要な取り組みについて

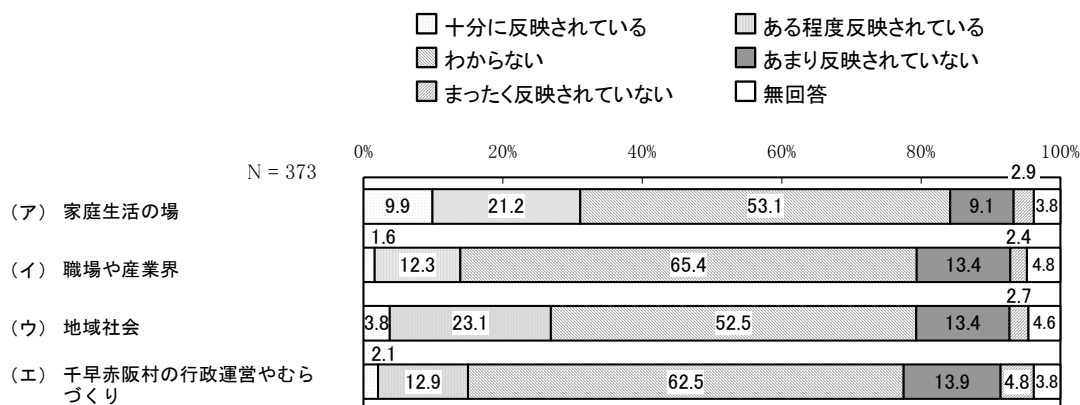
「男女共同参画社会づくりに向けての教育を充実する」の割合が66.5%と最も高く、次いで「多様な選択を可能にする進路指導を受けられるようにする」の割合が57.9%、「教員の男女共同参画社会づくりに向けた研修を充実する」の割合が40.5%となっています。

子どもへの男女共同参画に関する教育を充実していくとともに、教員等における男女共同参画に関する教育が求められていることがうかがえます。



○ 千早赤阪村の各分野においての女性の意見反映程度について

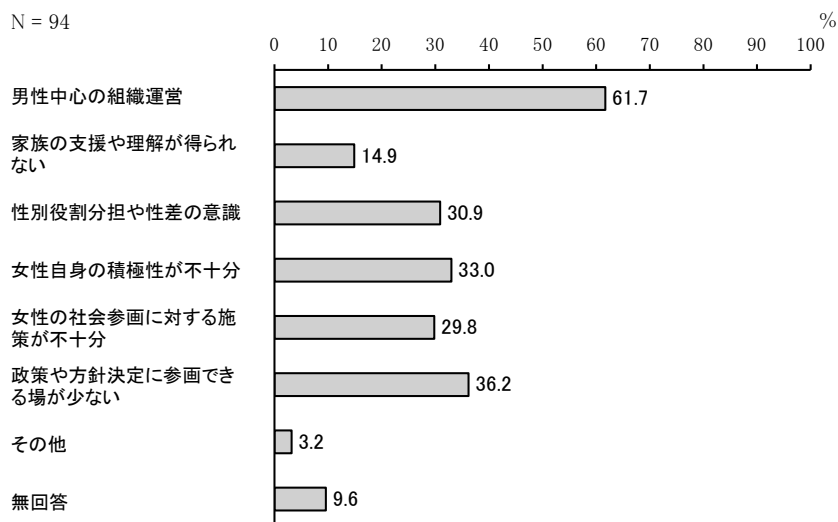
(ア) 家庭生活の場、(ウ) 地域社会で「十分に反映されている」と「ある程度反映されている」をあわせた“反映されている”の割合が、(イ) 職場や産業界、(エ) 千早赤阪村の行政運営やむらづくりに比べると高くなっています。



○ 千早赤阪村の各分野においての女性の意見が反映されない理由について

「男性中心の組織運営」の割合が61.7%と最も高く、次いで「政策や方針決定に参画できる場が少ない」の割合が36.2%、「女性自身の積極性が不十分」の割合が33.0%となっています。

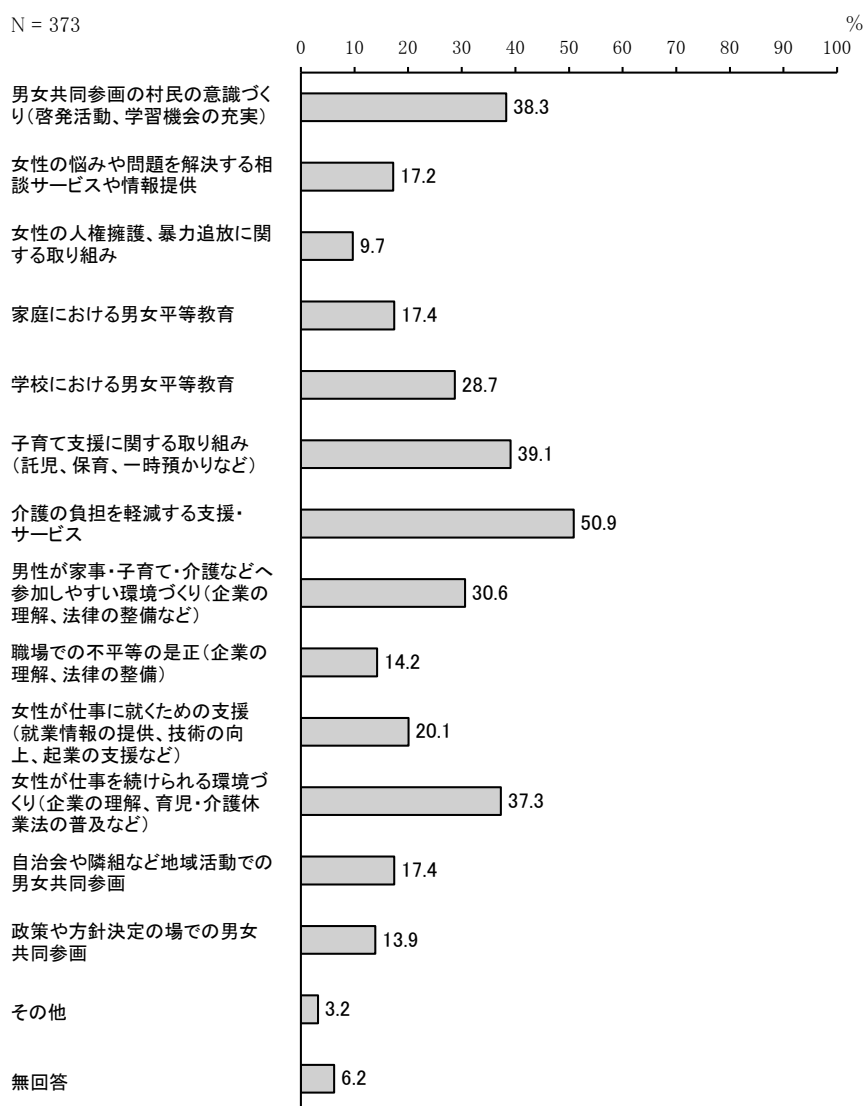
組織運営や参画の場などの環境整備とともに、女性における積極的な参加も求められていることがうかがえます。



○ 男女共同参画社会に向けて、今後村で力をいれて取り組めば良いこと

「介護の負担を軽減する支援・サービス」の割合が50.9%と最も高く、次いで「子育て支援に関する取り組み(託児、保育、一時預かりなど)」の割合が39.1%、「男女共同参画の村民の意識づくり(啓発活動、学習機会の充実)」の割合が38.3%となっています。

福祉サービスの充実や村民の意識づくり、女性が働くことのできる環境整備など、さまざまな分野において、充実が求められていることがうかがえます。





## 第3章

### 計画の基本的な考え方





## 第3章

# 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

本計画では、「互いを尊重し、個性や能力を発揮できる、みんなに優しい千早赤阪村」を基本理念とし、性別にとらわれることなく、互いを尊重し、誰もがさまざまな場で対等に参画し、個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

**互いを尊重し、個性や能力を発揮できる、  
みんなに優しい千早赤阪村**

## 2 計画の基本目標

男女共同参画社会は、誰もが家庭、地域、職場など、あらゆる場で活躍できる社会です。本村では、基本理念の実現に向け、男女ともに暮らしやすく、誰もがさまざまな場面で対等に参画し、個性や能力が発揮できる社会を実現するために、5つの基本目標を掲げます。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

子どもの頃から性別にとらわれず、男女共同参画の意識を育むとともに、家庭や地域における慣行や制度を見直し、男女共同参画の意識を浸透させていきます。また、行政においては職員があらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れていく意識づくりを進めていきます。

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和

### 【千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】

男女雇用機会均等法では、すべての人が個性や能力を十分に発揮して、充実した職業生活を送ることを目指しています。そのために、意識の改善はもとより、雇用・労働環境整備や、仕事と生活が調和できるための支援を行い、男女平等な立場で仕事ができる社会づくりを目指していきます。

また、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、職業生活を営む女性の個性と活力が十分に発揮されることが重要です。女性活躍推進法に基づき、女性の活躍支援を進めていきます。

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての男女が安心して暮らせるように、関連するさまざまな分野における男女共同参画について、ソフト及びハードの両面から支援を進めるとともに、男女が共に支え合う思いやりの意識を持ち、すべての人に優しいまちづくりを進めていきます。

## 基本目標Ⅳ 互いの人権尊重

男女平等のもとに互いの人権を尊重し、固定的な性別役割分担にとらわれずそれぞれが個性と能力を発揮していくことが大切です。メディアにおける性差別的な表現の解消や女性の性と健康についての権利の保障等に向けた取り組みを進めていきます。

## 基本目標Ⅴ DV防止対策と被害者支援

### 【千早赤阪村DV対策基本計画】

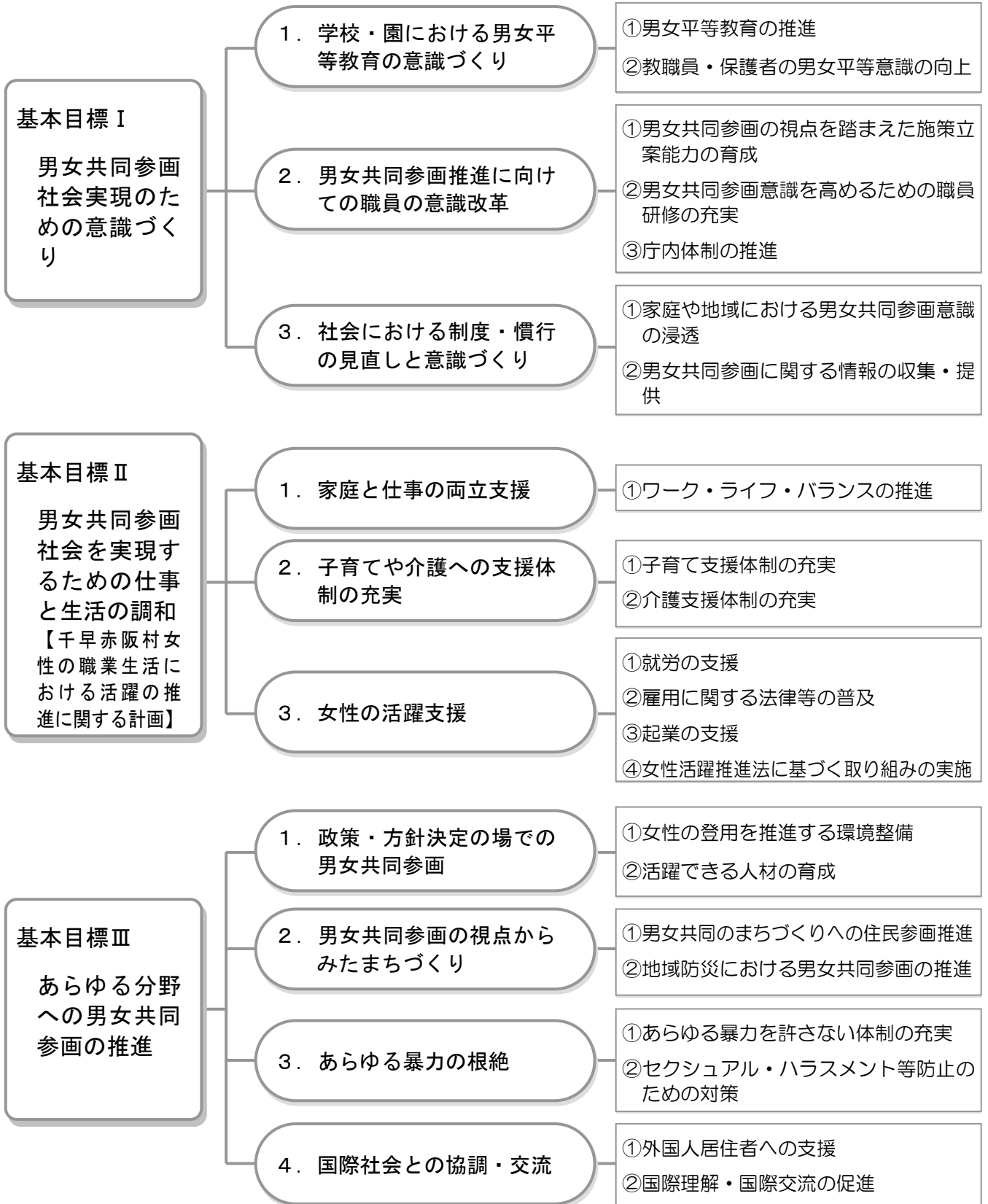
近年、配偶者等親密な関係にあるパートナーからの暴力(DV)が増加しているため、DVを根絶する取り組みを推進するとともに、被害者の早期発見に努め、適切な支援を行うための体制づくりを進めていきます。

### 3 計画の体系

【基本目標】

【基本施策】

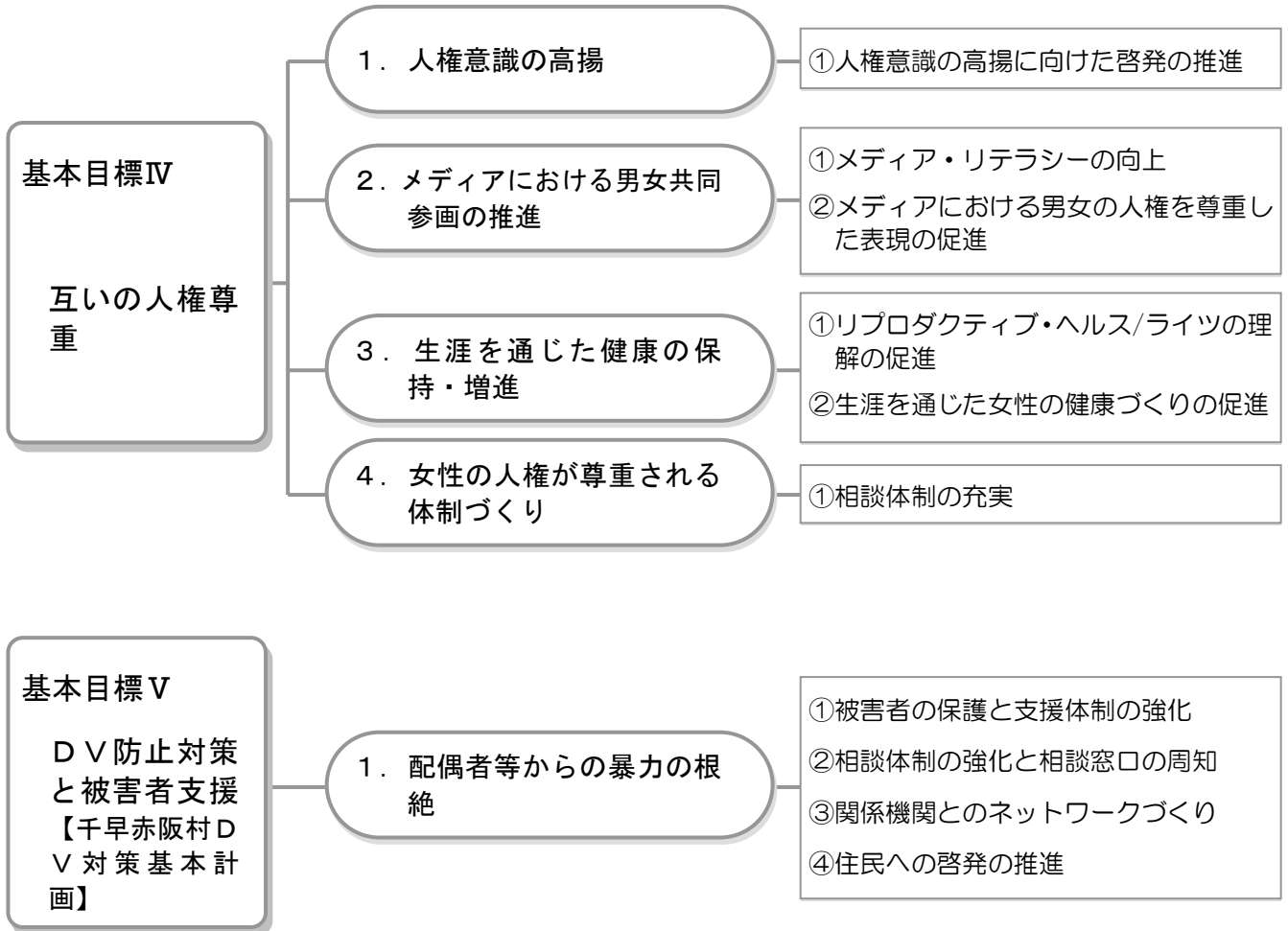
【施策の方向】



【基本目標】

【基本施策】

【施策の方向】



## 第4章

### 計画の内容



## 第4章

# 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

#### 基本施策1 学校・園における男女平等教育の意識づくり

家庭や学校における教育は、子どもの意識や考え方に大きな影響を及ぼします。次代を担う子ども一人ひとりが個性を生かし、固定的性別役割分担意識にとらわれない価値観を身に付けることができるよう、学校や園において、男女共同参画の視点に立った人権教育等を推進し、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進に努めます。

男女共同参画を推進するために学校教育の場において必要な取り組みとして、教員等における男女共同参画に関する教育が求められていることから、教育関係者に対する人権研修や講演会などを実施し、男女共同参画意識の向上に努めます。

また、子どもの男女共同参画に関する意識は、家庭における教育も重要なものとなります。そのため、学校や園と連携し、男女共同参画に根ざした家庭教育を推進していきます。

#### 施策の方向

① 男女平等教育の推進	
○ 学校・園において男女相互の理解と協力や人権尊重についての教育を実施する。	教育課 健康福祉課
○ 性別にとらわれることなく、個性や能力を生かした進路指導を行う。	教育課
○ 男女ともに家事・育児や介護等の体験ができる機会を充実する。	

**② 教職員・保護者の男女平等意識の向上**

○ 教職員の男女共同参画意識をさらに高めるための研修や講演会を実施する。

○ 男女共同参画に根ざした家庭教育について普及、啓発を行う。

○ PTA活動や参観日など、父親、母親とも参加しやすい行事設定を行う。

教育課



## 基本施策 2 男女共同参画推進に向けての職員の意識改革

男女共同参画の推進に関する施策は広範多岐にわたっており、特定の部署のみで対応することは困難です。これらの施策を、整合性をもって効果的に行うために、庁内の連携を強化するとともに、職員一人ひとりの男女共同参画に関する意識の改革が必要となります。

平成 28 年 3 月に制定した「千早赤阪村男女共同参画推進条例」の周知徹底を図るとともに、職員一人ひとりが男女共同参画意識を高めるため、職員研修の充実及び府等が主催する研修を積極的に活用していきます。

また、性別に偏りのない職場環境を整えていくとともに、男女共同参画推進に向けた職員への情報提供や啓発活動を実施するための庁内体制を整備、推進していきます。

### 施策の方向

#### ① 男女共同参画の視点を踏まえた施策立案能力の育成

- |                                      |              |
|--------------------------------------|--------------|
| ○ 男女共同参画の視点を踏まえた施策立案能力向上のための研修を実施する。 | 人事財政課<br>住民課 |
|--------------------------------------|--------------|

#### ② 男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実

- |                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| ○ 男女共同参画意識を高めるための研修を充実する。        | 人事財政課        |
| ○ 村職員に向けた男女共同参画に関する情報を提供する。      | 住民課          |
| ○ 村職員の男女共同参画に関する研修への積極的な参加を促進する。 | 人事財政課<br>住民課 |

③ 庁内体制の推進	
○ 性別に偏りのない職場づくりを進める。	人事財政課
○ セクシュアル・ハラスメント*等の防止のため、職員に対し情報提供や啓発活動を実施する。	

---

※セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した望まない性的嫌がらせ。略して「セクハラ」と言われる。

### 基本施策3 社会における制度・慣行の見直しと意識づくり

村民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、職場などにおいて、固定概念にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことにより、男女共同参画の積極的な実践につながるよう、本計画の周知を図るとともに、多様な媒体や講座、講演会などを活用し、幅広い年齢層に対して、身近でわかりやすい男女共同参画の意識づくりに努めます。

#### 施策の方向

① 家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	
○ 固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、気づきの機会を積極的に提供する。(千早赤阪村男女共同参画推進計画の周知)	住民課
○ 男女共同参画に視点を置いた講座や講演会を開催する。	
○ 男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。	
○ 男性が家事・子育て・介護に参加することの重要性を理解してもらうための情報提供、啓発を推進する。	健康福祉課

② 男女共同参画に関する情報の収集・提供	
○ 村が行う調査においては、男女別や年齢別等の各種データを収集し、施策に反映させていく。	関係各課
○ 国や府及び市町村の男女共同参画に関する情報を収集し、提供する。	住民課
○ 男女共同参画に関する情報資料や図書等を充実し、利用を促進する。	

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和 【千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】

### 基本施策1 家庭と仕事の両立支援

仕事は生活の経済的基盤であり、自己実現にもつながるものですが、家事・育児・介護なども生活に欠かすことのできないものです。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。

固定的性別役割分担意識の解消に向けた男性に対する働きかけや、育児・介護などの関連施策と連携して、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を目指します。

#### 施策の方向

##### ① ワーク・ライフ・バランスの推進

○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する認識を深めるための啓発を行う。	住民課
○ 育児・介護休業法等ワーク・ライフ・バランスを促進する法制度の周知・啓発を行う。	まちづくり課

## 基本施策 2 子育てや介護への支援体制の充実

平成 27 年版男女共同参画白書によると、育児休業を取得する女性は増えていますが、出産後に就業を継続する割合は増えておらず、6割以上の女性が出産を機に離職する傾向が続いています。また、子育て期にある 30 歳代及び 40 歳代の男性は、他の年代に比べ、長時間労働者の割合が高く、男性の育児休業取得率は依然として低水準となっています。

また、本村においては、平成 27 年 3 月末時点で、高齢化率が 39.6%となっており、2.5 人に 1 人が高齢者となっています。また、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）には、さらに高齢者が増加し、今後も支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

さらに、晩婚化や晩産化の進展に伴い、育児と介護の負担が同時にかかる「ダブルケア」も顕著化しつつあります。

男女ともに、仕事と子育てを両立できる社会の実現に向けて、子育て中の男女が、安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、保育サービスや子育て支援体制の充実に努めます。

また、安心して介護ができる環境の整備や相談支援体制などの充実に努めます。

## 施策の方向

① 子育て支援体制の充実	
○ 千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	健康福祉課
○ 地域子育て支援センター等における子育て支援機能を充実する。	
○ 子育てに関する相談の充実と学習会を実施する。	
○ 男女共同参画の視点を踏まえ、多様な保育サービスを充実する。	関係各課
○ 子育て中の親の交流機会を充実する。	健康福祉課
○ 放課後児童健全育成を充実する。	教育課

② 介護支援体制の充実	
○ 千早赤阪村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進を図る。	健康福祉課
○ 千早赤阪村障がい者計画・障がい福祉計画の推進を図る。	
○ 介護に関する相談と学習機会を充実する。	
○ 在宅介護サービスを充実するとともに、介護予防に関する普及・啓発を行う。	

### 基本施策 3 女性の活躍支援

平成 27 年に施行された女性活躍推進法では、女性の力がいまだ潜在化している現状を踏まえ、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することとしています。

本村の女性の年齢別労働力率をみると 30 歳代で低くなるM字カーブを描いています。平成 2 年から比較するとそのカーブは緩くなってきていますが、依然として解消されているとは言えない状況です。

女性が生涯を通じて経済的に自立し、一旦離職しても、自らのライフステージに合わせて再就職ができるよう、就業に関する相談や情報提供の充実を図るなど、就労への支援を行うとともに、雇用に関する法律や就労環境の整備に向けて企業・事業所への働きかけを行っていきます。

また、起業や就業など、女性の多様なチャレンジの支援にも取り組みます。

#### 施策の方向

##### ① 就労の支援

○ 就業全般に関する相談や情報提供の充実を図る。	まちづくり課
○ 就労を支援する各種研修会への参加を促進する。	
○ 農業や自営業に従事する女性の労働環境の向上を促進する。	

② 雇用に関する法律等の普及	
○ 男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法等に関する周知・啓発を行う。	まちづくり課
○ 雇用条件や労働環境に関する相談体制の充実を図る。	

③ 起業の支援	
○ 起業を支援する各種研修会への参加を促進する。	まちづくり課

④ 女性活躍推進法に基づく取り組みの実施	
○ 女性の職業生活における活躍の推進について情報を収集し、周知・啓発を行う。	住民課
○ 「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」に掲げた取り組みを推進する。	人事財政課



## 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進

### 基本施策1 政策・方針決定の場での男女共同参画

女性の社会参加は着実に進んでいますが、政策・方針決定の場への女性の参画は、まだ十分とは言えない状況となっています。

政策・方針の意思決定における男女共同参画を進めていくためには、一人ひとりが社会や政治に関心を持つとともに、あらゆる活動に男女が参画し、責任と役割を担う意識を持つことが求められます。

村のあらゆる施策に多様な価値観と発想を取り入れるため、政策・方針決定過程への女性の参画の必要性や効果について周知を図るとともに、審議会などへの積極的な女性の登用に取り組み、さまざまな意見を十分反映できる村政運営に努めます。

また、あらゆる機会を通じて、女性の登用について、事業者や地域活動に関する各種団体に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）や女性の指導的立場への登用の意義などについて周知啓発を進めます。

#### 施策の方向

##### ① 女性の登用を推進する環境整備

- 村職員が審議会等への女性の参画の重要性についての認識を深め、女性の参画推進を図る。
- 審議会等への女性の登用を促進するための資料を整備する。
- 審議会等の女性登用率を公表する。
- コミュニティ、地域活動に関する各種団体役員等への女性の登用と参画を促進する。

関係各課

② 活躍できる人材の育成	
○ 女性職員が管理職としての能力を向上できる研修機会の充実を図る。	人事財政課
○ 事業所や地域に対して、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）や女性が指導的立場に登用されることの意義について啓発する。	住民課

## 基本施策 2 男女共同参画の視点からみたまちづくり

地域における固定的な性別役割分担を解消し、全ての人が地域住民の一人として多様な意見を出し合い、協力する意識を持つことは重要なことです。

地域活動において、一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮できるよう、性別や年齢による固定的な役割分担意識を解消し、地域で暮らす誰もが地域社会で活動できるよう支援していきます。

また、東日本大震災においては、避難所運営等において女性への配慮不足が問題となりました。平常時から、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係者が理解しておくことが重要です。

さらに、復旧・復興等の担い手として多くの女性が活躍しましたが、意思決定の場への女性の参画は少ない状況となっています。災害対応において女性の果たす役割が大きいことを認識し、女性の意思決定の場への参画など、地域防災における男女共同参画を推進していきます。

### 施策の方向

① 男女共同のまちづくりへの住民参画推進	
○ さまざまな地域活動において男女が積極的に参画することを促進する。	関係各課
○ ボランティア活動や地域活動に積極的に参加できるように情報提供や支援を行う。	
○ 男女共同参画をテーマにした講演会等を開催する。	住民課
○ 男女共同参画にかかる活動支援や住民参画事業の情報提供を行う。	

**② 地域防災における男女共同参画の推進**

○ 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動を推進する。

○ 避難場所における男女共同参画を促進する。

総務課

### 基本施策3 あらゆる暴力の根絶

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の暴力は重大な人権侵害です。児童が同居する家庭におけるDVは児童虐待に当たり、高齢の配偶者に対するDVは高齢者虐待に当たります。

これらの暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

こうしたことから、暴力を容認しない社会的認識の徹底を図るとともに、学校や地域、職場での教育や学習などを通じて、男女間のあらゆる暴力を根絶し、暴力を容認しない社会基盤の整備を図ります。

#### 施策の方向

① あらゆる暴力を許さない体制の充実	
○ あらゆる暴力を根絶するためにパンフレット等を配布し、情報提供を行う。	住民課
○ いじめや体罰のない教育を推進する。	教育課
○ 暴力に関する相談機関との連携を強化する。	住民課
○ 高齢者や障がい者への虐待防止を推進する。	健康福祉課
○ 児童虐待の防止を推進する。	

② セクシュアル・ハラスメント等防止のための対策	
○ セクシュアル・ハラスメント等防止のための周知・啓発を行う。	住民課 まちづくり課

## 基本施策 4 国際社会との協調・交流

国際化が進む中で、多様な文化を擁する世界各国の取り組みについて理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚豊かな人材の育成や、外国人との交流を積極的に図ることが大切です。

そのため、外国人居住者からの相談体制の充実を図るとともに、男女共同参画に関する情報提供を行うなど、積極的な国際交流を促進していきます。

### 施策の方向

#### ① 外国人居住者への支援

- 在住外国人からのさまざまな相談への対応を充実する。

関係各課

#### ② 国際理解・国際交流の促進

- 世界における男女共同参画に向けた取り組みに関する情報を収集し、提供する。

住民課

## 基本目標Ⅳ 互いの人権尊重

### 基本施策 1 人権意識の高揚

人権は全ての人が生まれながらにして持ち、人間らしく生きていくために必要な権利であり、誰からも、女性の人権問題をはじめ、障がいがあること、外国人であること、同和問題、また性同一性障害などの理由等により侵害されることがあってはなりません。

そこで、本村の男女共同参画社会の実現にあたっては、これらのことを十分意識し、平成 28 年 3 月に制定した「千早赤阪村男女共同参画推進条例」の周知をはじめ、男女共同参画意識の醸成を図るための講座や講演会の開催、パンフレットなどによる情報提供を行い、村民の人権意識の高揚に努めます。

#### 施策の方向

① 人権意識の高揚に向けた啓発の推進	
○ 男女共同参画意識を高める講座・講演会を開催する。	住民課
○ さまざまな人権問題に関する啓発のためのパンフレット等を作成配布し、情報提供を行う。	
○ 千早赤阪村男女共同参画推進条例の理念を広く周知する。	
○ 教育課程において発達段階に応じた男女平等教育を推進する。	教育課

## 基本施策2 メディアにおける男女共同参画の推進

近年、メディアが多様化される中、固定的性別役割分担意識などにとらわれた表現や、過激な暴力を扱った表現、女性や子どもの人権を侵害する行為や有害な情報の流通が大きな問題となっています。

さまざまな学習機会において、村民一人ひとりが、メディアを通じて流れる情報を主体的に収集、判断する能力や適切に発信する能力を身につけることができるよう、メディア・リテラシー※の向上に努めます。

また、人権侵害につながる表現や、男女の固定的な概念につながる表現を行わないよう働きかけるなど、メディア等における男女の人権に配慮した表現を促進します。

### 施策の方向

① メディア・リテラシーの向上	
○ メディア・リテラシー向上のための学習機会の充実と普及啓発を行う。	教育課
○ 男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図るための情報資料や図書等を充実し、利用を促進する。	住民課
○ メディア・リテラシーの育成と向上を図るための学校教育を充実する。	教育課

② メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	
○ 各種広報・情報提供にあたっては、性別による固定観念にとられない多様なイメージで表現する。	関係各課
○ 各種メディアにおける過度な性的表現や固定的な性別役割分担を助長するような表現を行わないよう、府や近隣市町と連携しながら働きかける。	住民課

※メディア・リテラシー：情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。



### 基本施策3 生涯を通じた健康の保持・増進

男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上で重要です。

特に女性は妊娠や出産というライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面します。妊娠や出産についての自己決定などリプロダクティブ・ヘルス/ライツ※の考え方についての正しい知識や情報を得るとともに、生涯を通じた健康の保持増進ができるよう、総合的な情報と学習機会の提供が必要です。

生涯を通じて地域の中で心豊かに暮らすためにも、男女がそれぞれの健康課題に対応できるよう、健康づくりについての正しい知識を普及し、健康づくり支援の充実を図ります。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、男女がともに正しい知識を持ち、双方がより良い関係を保つことができるよう理解の促進に努めます。

#### 施策の方向

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	
○ 学校での性に関する教育や相談の充実を努める	教育課
○ 互いの性を尊重する意識を育み、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解を深めるための啓発を行う。	住民課

② 生涯を通じた女性の健康づくりの促進	
○ 健康ちはやあかさか21の推進を図る。	健康福祉課
○ 妊婦健診やがん検診などライフステージにおける保健サービスを充実し、利用の推進を図る。	
○ 健康づくりに関する活動の支援及び、生涯を通じた女性の健康に関する相談を充実する。	

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関わる健康と権利のこと。妊娠・出産等について、女性が自己決定する権利のこと。

## 基本施策4 女性の人権が尊重される体制づくり

男女共同参画社会の形成を促進するためには、女性の人権が尊重され、安心して地域で暮らせることが不可欠です。とりわけ、家庭や地域、職場など身近な暮らしの場で、村民と地域、行政、関係機関が連携・協働し、女性が安心して相談できる体制づくりの充実など、地域における男女共同参画のための体制づくりを進めていきます。

### 施策の方向

① 相談体制の充実	
○ 人権に関する相談窓口を充実する。	住民課
○ 関係機関との連携を強化し、安心して相談できる体制を充実する。	

## 基本目標Ⅴ DV防止対策と被害者支援【千早赤阪村DV対策基本計画】

### 基本施策1 配偶者等からの暴力の根絶

ここでは、「千早赤阪村DV対策基本計画」として位置づけ、この計画に基づき、DVの防止及び被害者の保護、支援のための施策を推進します。

平成13年4月にDV防止法が制定され、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護することは、国や地方公共団体の責務であるとされました。平成25年7月の改正では、配偶者のみならず、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力について準用する適用範囲の拡大などが行われました。

村民一人ひとりがDVは重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指します。

また、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受け入れられるよう関係機関とのネットワークを整備していきます。

#### 施策の方向

##### ① 被害者の保護と支援体制の強化

- 被害者の安全を確保するため、警察や配偶者暴力支援センター（大阪府女性相談センター・富田林子ども家庭センター）等関係機関との連携を強化する。

住民課  
関係各課

##### ② 相談体制の強化と相談窓口の周知

- DV被害者の相談窓口の充実を行う。
- 被害者相談窓口に関する情報を広く周知する。

住民課  
関係各課

③ 関係機関とのネットワークづくり	
○ 被害者を支援するためのネットワークを整備する。	住民課 関係各課

④ 住民への啓発の推進	
○ DVについて正しい理解が得られるよう、周知・啓発を積極的に行う。	住民課 教育課
○ 若年層に対してデートDV <sup>※</sup> 防止に向けた啓発を行う。	

---

※デートDV：DVのうち、恋人間の暴力のことをいう。

## 第5章

### 計画の推進



## 第5章

# 計画の推進

本計画は、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、内容が広範・多岐にわたっています。これは、男女共同参画が村民生活のあらゆる分野にかかわっており、社会全般に広く存在しているということを意味するものです。したがって、この計画を着実に推進していくためには、各課との連携・協力のもとに、全庁的な取り組みが必要です。

また、本計画の推進を着実なものにするためには、より一層、村、村民、事業者、教育関係者の理解と協力のもとに計画を推進していくとともに、国・府・近隣市町との連携を深め、施策の充実を図ります。

### 1 庁内推進体制の充実

男女共同参画の推進は、行政のあらゆる分野に関わっています。本計画では特に関わりの深い取り組みを掲載していますが、すべての職員が男女共同参画の視点をもって業務を遂行することが重要となります。

全庁をあげて男女共同参画を推進するため、「千早赤阪村男女共同参画社会推進本部」を設置し、推進する上での問題や改善すべき点等を共有することで庁内推進体制の充実を図ります。

### 2 村民・事業者等との連携の推進

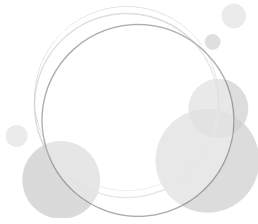
本村では、「千早赤阪村男女共同参画推進条例」に基づき、村、村民、事業者、教育関係者がそれぞれの役割を担い、相互の協力のもと男女共同参画を推進します。





# 參考資料編





## 参考資料編

### 1 社会の動向

年代	世界の動き	日本の動き	・大阪府の動き ○千早赤阪村の動き	
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催	・総理府婦人問題担当室発足 ・婦人問題企画推進本部設置		
国連婦人の十年	1976年 (昭和51年)	・「国連婦人の10年」スタート	・女性問題担当窓口を労働部労働福祉課に設置	
	1977年 (昭和52年)		・「大阪府婦人問題推進会議」設置	
	1979年 (昭和54年)	・国連第34回総会で「女子差別撤廃条約」採択	・婦人問題推進地域会議開催	・「大阪府婦人問題企画推進本部」設置
	1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名	・企画部府民文化室に婦人政策係を設置
	1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効 ・「ILO第156号条約」採択・(ILO総会)	・「国内行動計画後期重点目標」策定 ・民法、家事審判法一部改正	・「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定
	1982年 (昭和57年)			・企画部に「婦人政策室」を設置
	1984年 (昭和59年)		・父系血統主義から父母両系主義へ・改正国籍法成立	
	1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ戦略)」採択(1986~2000年)	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行(国籍の父母両系主義確立)	
1986年 (昭和61年)			・「21世紀をめざす大阪府女性プラン」策定	
1987年 (昭和62年)		・「2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988年 (昭和63年)				
1989年 (平成元年)	・国連で「子どもの権利条約」採択	・新学習指導要領で中学・高校家庭科の男女必修化決定		
1990年 (平成2年)	・「ナイロビ将来戦略」への勧告採択			
1991年 (平成3年)		・「2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・育児休業法の公布	・「大阪府第3期行動計画」策定 ・審議会等への女性委員の登用目標率を25%に改定 ・「大阪府女性基金」設置	

年 代	世界の動き	日本の動き	・大阪府の動き ○千早赤阪村の動き
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」</li> <li>国連世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校の家庭科男女共修開始</li> <li>「パートタイム労働法」成立</li> </ul>	
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際家族年</li> <li>国際人口・開発会議(カイロ)</li> <li>ILO「パートタイムに関する条約」及び勧告を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校の家庭科男女共修開始</li> <li>男女共同参画室設置</li> <li>男女共同参画審議会設置(政令)</li> <li>男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府女性基金プリムラ賞」創設</li> <li>ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館</li> </ul>
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択</li> <li>第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)</li> <li>「ILO156号条約」批准</li> <li>「子育て支援総合計画(エンゼルプラン)」スタート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告</li> </ul>
1996年 (平成8年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回子どもの性の商業的搾取に関する世界会議(ストックホルム)</li> <li>ILO総会「家内労働に関する条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画2000年プラン」策定</li> <li>男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪女子大学に女性学研究センター開設</li> </ul>
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会設置(法律)</li> <li>「男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の一部を改正する法律」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改訂)～新女と男のジャンプ・プラン」策定</li> </ul>
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に改称</li> </ul>
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「改正男女雇用機会均等法」改正施行</li> <li>「男女共同参画基本法」成立</li> <li>「児童買春・児童ポルノ禁止法」成立</li> <li>「食料・農業・農村基本法」施行(女性の参画の促進を規定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表</li> </ul>
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)</li> <li>「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」成立</li> <li>「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>「介護保険法」施行</li> </ul>	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画局設置</li> <li>「男女共同参画会議」発足</li> <li>「DV防止法」成立</li> <li>第1回男女共同参画週間</li> <li>閣議決定「女性に対する暴力をなくす運動」について</li> <li>閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府男女協働社会づくり審議会答申</li> <li>「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」に改称</li> <li>大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)策定</li> </ul>
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「改正育児・介護休業法」施行</li> <li>アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府男女共同参画推進条例」施行</li> <li>○千早赤阪村男女共同参画社会研究会設置(河南町、美原町、太子町、千早赤阪村で組織)</li> </ul>
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」成立</li> <li>「次世代育成支援対策推進法」成立</li> <li>「少子化社会対策基本法」成立</li> <li>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女いきいき・大阪げんき宣言事業者顕彰制度」創設</li> </ul>
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「DV防止法」改正</li> <li>男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」</li> <li>男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ</li> </ul>	

年 代	世界の動き	日本の動き	・大阪府の動き ○千早赤阪村の動き
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員 (北京+10) 開催 (ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ○千早赤阪村男女共同参画社会推進本部設置 ○千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会設置 ○「千早赤阪村男女共同参画に関する住民意識調査」実施
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」及び「労働基準法」改正 ・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」	・「大阪府男女共同参画計画改訂版(改訂おおさか男女共同参画プラン)」策定 ○「千早赤阪村男女共同参画推進計画」策定
2007年 (平成19年)		・「DV防止法」一部改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008年 (平成20年)		・改正「DV防止法」施行	・「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申
2009年 (平成21年)	・女子差別撤廃委員会 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議第6回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解	・「育児・介護休業法」改正	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定 ・「男女共同参画に関する府民意識調査」実施
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」世界閣僚統合会(第54回国際婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	・「第3次男女共同参画基本計画」策定 ・「改正育児介護休業法」施行	
2011年 (平成23年)			・「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)策定
2012年 (平成24年)		・「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行 ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定	・2016年配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定(2012～2016)
2013年 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行)	
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択		
2015年 (平成27年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行	○千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会設置 ○「千早赤阪村男女共同参画に関する住民意識調査」実施
2016年 (平成28年)		・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(2016-2020)策定 ○「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」策定 ○千早赤阪村男女共同参画推進条例制定

## 2 男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等

な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。一から十まで略

十一 男女共同参画審議会（別に定める経過措置）第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）



### 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)  
又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第1章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(都道府県基本計画等)

第2条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

#### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業

の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、

配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の三 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章以下省略

## 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

### 第1章 総則

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

- 第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない

#### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第2章 基本方針等

#### （基本方針）

- 第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### （都道府県推進計画等）

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容

に関する事項

- (3)その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)計画期間

(2)女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3)実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業

生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1)第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2)この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3)不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女

性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第一項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 計画期間
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更し

たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のた

め必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第4項の規定に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項の規定に違反した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第一第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 5 千早赤阪村男女共同参画推進条例

### 前文

日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、わが国では、国際社会における取組と連動しながら、男女共同参画社会基本法を始めとした男女平等の実現に向けた法や制度の整備が進められてきた。

千早赤阪村においても、男女共同参画社会の実現をめざして、男女の人権尊重を基本とした様々な施策を実施してきた。

しかしながら、性別による役割分担意識やこれに基づく社会慣行等が依然として残っており、男女の生き方の自由な選択や社会活動への参画の機会を妨げる要因になっていることから、なお一層の取り組みが求められている。

少子高齢化の進展や社会経済情勢が大きく変化する中で、性別にとらわれることなく、個性と能力が十分発揮できる、豊かで活力ある地域社会を築くためには、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会のあらゆる分野で対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要な課題である。

ここに千早赤阪村は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、村、村民、事業者及び教育関係者が協働して、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、本村における男女共同参画社会の推進に関する基本理念を定め、村、村民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に実施し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 村民 村内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 村内において、営利又は非営利を問わず、事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 教育関係者 村内において学校教育、家庭教育、職場教育、社会教育その他教育活動に携わる者をいう。
- (5) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域その他の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就業環境や学習環境を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者など親密な関係にある者、又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力行為又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進

しなければならない。

- (1) 男女が個人として尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 村における政策又は事業者若しくは各種の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護等その他家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、その動向と協調すること。

### (村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 村は、男女共同参画施策の実施に当たっては、国及び地方公共団体と連携を図るとともに、村民、事業者及び教育関係者（以下「村民等」という。）と協力して取り組まなければならない。

### (村民の責務)

第5条 村民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、村が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、村が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、仕事と家庭その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

### (教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に配慮した教育に努めるとともに、村が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

### (性別による人権侵害等の禁止)

第8条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス



- (4) 性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人等に対する人権侵害

**(公衆に表示する情報への配慮)**

第9条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力行為その他性別による差別的取扱いを助長する表現を行わないように配慮するものとする。

**(男女共同参画推進計画の策定)**

第10条 村長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画推進計画」という。)を策定するものとする。

2 村長は、男女共同参画推進計画を策定するに当たっては、村民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 村長は、男女共同参画推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は男女共同参画推進計画の変更について準用する。

**(施策の策定等に当たりの配慮)**

第11条 村は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮するものとする。

**(広報及び啓発)**

第12条 村は、男女共同参画の推進について村民等の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

**(活動への支援)**

第13条 村は、村民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

**(積極的改善措置)**

第14条 村は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、村民等と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

**(推進体制の整備)**

第15条 村は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

**(調査研究)**

第16条 村は、男女共同参画施策の策定及び実施に関し必要な調査研究を行うものとする。

**(苦情及び相談)**

第17条 村民等は、男女共同参画施策その他の村が実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて苦情又は意見(以下「苦情等」という。)があるときは、その旨を村長に申し出ることができる。

2 村民等は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたときは、村長に対し、相談の申出をすることができる。

3 前2項の規定による苦情等又は相談の申出があったときは、村長は、速やかに対応し、これを適切に処理するものとする。この場合において、村長は、当該申出を処理するため必要があると認めるときは、関係機関に対し協力を要請するものとする。

**(委任)**

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 6 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会規則

平成 13 年 12 月 11 日

規則 第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例（平成 13 年千早赤阪村条例第 23 号。以下「条例」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、村長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する事項を調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他村長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集等の特例)

2 公布日以後最初に行われる審議会、その他会長又は副会長が欠けているときの審議会の会議は、村長が招集し、会長が選任されるまでの間は、村長が指名する者がその会議を主宰する。

附 則 (千早赤阪村規則第15号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

## 7 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

平成28年3月31日現在

氏名	所属	備考
田村 登	千早赤阪村人権協会	会長
土井 典子	千早赤阪村民生児童委員協議会	副会長
井ノ本 好晴	元千早赤阪村人権協会会長	
杉本 重雄	千早赤阪村教育委員会	
西野 敏彦	千早赤阪村社会福祉協議会	
田中 鈴代	富田林人権擁護委員協議会	
山本 浩	企業人権協議会	
山中 知子	特定非営利活動法人こごせ会やまゆり作業所 (知的障害者相談員)	
北辻 マス子	元千早赤阪村社会福祉協議会職員	
佐藤 キヨ子	千早赤阪村母子福祉協議会	

## 8 千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会設置要領

(設置)

第1条 千早赤阪村における男女共同参画社会の形成の促進に資するため、千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)千早赤阪村男女共同参画推進計画に関すること。
- (2)その他、懇話会の目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1)大阪南農業協同組合女性会赤阪支部
- (2)富田林商工会加盟村内業者
- (3)千早赤阪村人権協会
- (4)千早赤阪村老人クラブ連合会
- (5)千早赤阪村教育委員会教育委員
- (6)人権擁護委員
- (7)千早赤阪村青少年指導委員
- (8)千早赤阪村PTA連絡協議会
- (9)千早赤阪村男女共同参画社会推進本部

3 前項の委員の任期は、第2条の所掌事務の任務を終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総括し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、住民課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

## 9 千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会委員名簿

氏名	所属	備考
武部 美津子	大阪南農業協同組合女性会赤阪支部	副会長
古川 哲子	富田林商工会加盟村内業者	
田村 登	千早赤阪村人権協会	会長
福留 敏郎	千早赤阪村老人クラブ連合会	
東條 由紀子	千早赤阪村教育委員会教育委員	
西浦 玲子	人権擁護委員	
武部 なおみ	千早赤阪村青少年指導員連絡協議会	
小堀 高央	千早赤阪村PTA連絡協議会	
菊井 佳宏	千早赤阪村男女共同参画社会推進本部 (人事財政課)	

## 10 千早赤阪村男女共同参画社会推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本村における男女共同参画社会に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、千早赤阪村男女共同参画社会推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な計画の策定及び推進に関すること。
- (2)男女共同参画に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3)前2号に定めるもののほか、男女共同参画社会を実現するために必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、副村長、教育長、理事、課長級の職にある者をもって組織する。

2 推進本部に、本部長、副本部長を置く。

3 本部長には副村長を、副本部長には住民課長をもって充てる。

(本部長等)

第4条 本部長は、会議の議長となり会務を処理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部の所掌事務の具体的事項を検討し調整するため推進本部を組織する課長代理級の職にある者をもって組織する幹事会を置く。

2 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長には、住民課課長代理を、副幹事長には、総務課課長代理をもって充てる。

4 幹事長は、所掌事務を総括する。副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月29日から施行する。

附 則（千早赤阪村要綱第28号）

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（千早赤阪村要綱第23号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（千早赤阪村要綱第26号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

## 11 第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画策定経過

2015年（平成27年）8月6日	<p>第1回千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進計画策定懇話会開催スケジュールについて</li> <li>・住民意識調査（アンケート調査）の実施について</li> <li>・第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画の策定について</li> <li>・千早赤阪村男女共同参画推進条例の制定について</li> </ul>
2015年（平成27年）9月4日	「男女共同参画に関する意識調査」開始
2015年（平成27年）9月29日	<p>第1回千早赤阪村男女共同参画社会推進本部幹事会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画の策定について</li> <li>・男女共同参画推進計画の進捗状況について</li> <li>・千早赤阪村男女共同参画推進条例の制定について</li> <li>・男女共同参画に関する事業評価及び照会について</li> </ul>
2015年（平成27年）11月9日	<p>第2回千早赤阪村男女共同参画社会推進本部幹事会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民意識調査（アンケート調査）の結果について</li> <li>・ヒアリング調査の結果報告と課題について</li> <li>・第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画（素案）の検討</li> </ul>
2015年（平成27年）11月18日	<p>第2回千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民意識調査（アンケート調査）の結果について</li> <li>・事業評価の結果について</li> <li>・第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画（素案）の検討</li> <li>・千早赤阪村男女共同参画推進条例（素案）の検討</li> </ul>
2016年（平成28年）1月5日	パブリックコメント開始
2016年（平成28年）1月20日	<p>第3回千早赤阪村男女共同参画推進計画策定懇話会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画（素案）の修正について</li> </ul>
2016年（平成28年）2月9日	<p>第1回千早赤阪村男女共同参画社会推進本部会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画（案）の検討</li> <li>・千早赤阪村男女共同参画推進条例（案）の検討</li> </ul>
2016年（平成28年）2月15日	<p>千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画（案）の検討</li> <li>・千早赤阪村男女共同参画推進条例（案）の検討</li> </ul>
2016年（平成28年）3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画策定</li> <li>・千早赤阪村男女共同参画推進条例制定</li> </ul>



第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画

平成 28 年 3 月

千早赤阪村 住民課

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

TEL:0721-72-0081

FAX:0721-72-1880